

平成24年第5回(9月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成24年9月5日(水曜日)

議事日程 第2号

平成24年9月5日(水曜日)午前9時開議

日程第 1 一般質問

- 島崎栄一 君 . . . 1. みなかみ農村公園公社の出資金2億円について
2. 柏崎原発について
- 前田善成 君 . . . 1. 町の体育施設を活用した観光誘致について
2. 住民の災害避難対策の方向性について
- 原澤良輝 君 . . . 1. 食品検査を町民の声を聞いて
2. 国保法77条、地方税法717条に基づく、町独自の国保
税の免除について
3. みなかみ農村公園公社の正味財産の扱いについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番	小林	洋	君	2番	内海	敏久	君	
3番	中島	信義	君	4番	前田	善成	君	
5番	阿部	賢一	君	6番	林	一彦	君	
7番	山田	庄一	君	8番	河合	生博	君	
9番	林	喜美	雄	君	10番	原澤	良輝	君
11番	島崎	栄一	君	12番	高橋	市郎	君	
13番	久保	秀雄	君	14番	小野	章一	君	
15番	中村	正	君	16番	河合	幸雄	君	
17番	鈴木	勲	君	18番	森下	直	君	

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 鈴木初夫 書記 本間泉

説明のため出席した者

町長	岸	良昌	君	副町長	鬼頭	春二	君
教育長	牧野	堯彦	君	総務課長	篠田	朗	君
総合政策課長	青木	寿	君	税務課長	石坂	和利	君
会計課長	永井	泰一	君	町民福祉課長	青柳	健市	君
子育て健康課長	関	章二	君	環境課長	須藤	信保	君
上下水道課長	杉木	清一	君	農政課長	高橋	正次	君
観光課長	真庭	敏	君	まちづくり交流課長	宮崎	育雄	君
地域整備課長	増田	伸之	君	教育課長	柳	健	君
水上支所長	中島	直之	君	新治支所長	岡田	宏一	君

開 会

議 長（森下 直君） おはようございます。本日は定刻までに参集いただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開 議

議 長（森下 直君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により、議事を進めます。

日程第1 一般質問

- 通告順序2 11番 島 崎 栄 一
1. みなかみ農村公園公社の出資金2億円について
 2. 柏崎原発について

議 長（森下 直君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、4名の議員より通告がありました。

昨日、1名の質問が既に終了しておりますので、本日は3名の方より随時質問を許可いたします。

まず、11番島崎栄一君の質問を許可いたします。

島崎栄一君。

（11番 島崎栄一君登壇）

11番（島崎栄一君） では、通告に従い一般質問をいたします。

うららの郷は、75区画のうち半分以上の40区画が売れ残っており、開発にかかった費用が回収できずにいます。この10年の間、利子負担が毎年数百万円かかり、トータルでは既に数千万円を町が負担しました。この問題を解決するために43%の値下げを行い、完売に向けて取り組んでいるところだと思えます。ここ最近の経済状況を見れば、値下げは仕方のないことなのですが、値下げしたことにより、開発にかかった費用は完全には回収できなくなります。1億6,000万円ほど町が補てんしなければならないこととなります。今までの販売経費や利子負担、値下げの補てんを合わせれば、軽く2億円を超える損失を町がこうむったこととなります。

こういった中、みなかみ農村公園公社には町からの出資金が2億円あります。農村公園

公社が一般財団に移行しましたので、その2億円を町に返還させ、うららの郷の損失の補てんに使うのがよいと思います。ことしも町から3,000万円ほどのお金が農村公園公社に委託管理料等の名目で渡っています。その上、さらに町の出資した2億円まで農村公園公社に使わせるのは、明らかにやり過ぎだと思います。毎年、農村公園公社の経営報告が議会でなされますが、公益事業なるものの公益性について納得のできる説明はされてきませんでした。イチゴの栽培もブルーベリーの栽培も町内の農家には関係なく、公益性のない事業でした。そういった公益性のない公益事業を行ってきた農村公園公社に2億円を使われてしまっては、各種の税を頑張って負担している町民に対し申しわけないと思います。

食堂や土産物販売、アイスクリームや果物の販売、焼肉など、普通の営利事業と何ら変わらない事業をしている団体だから、公益性のある公益法人になれなかった。農村公園公社は、公益法人になれなかったのです。その団体に今から公益性のある事業に2億円を使えというよりも、町に返還させたほうが100%公益になります。町に2億円を返還させ、うららの郷の損失を補てんしましょう。

次に、新潟県柏崎刈羽原子力発電所についての町長の見解を伺います。

柏崎刈羽原子力発電所は、みなかみ町から直線距離にして80キロメートルにあります。冬の季節風の風向きを考えると、福島原発のような事故が起こった場合、みなかみ町には人が住めなくなる可能性があります。2万人の町民が家を捨て、どこか安全な場所に移動しなければならなくなる可能性があります。もし柏崎刈羽原発が再稼動するという場合には、みなかみ町は他人事ではなく、当事者として国や電力会社に意見を表明しなくてはならないと思います。

柏崎刈羽原子力発電所を以前見学する機会があり、原子炉の真上にも立ってきました。その当時は、世界最大の原発の規模の大きさ、莫大なエネルギーを生み出す施設の迫力を感じました。排熱を海に放出する場所も見学しましたが、その排水の量が莫大で、海が丘のように盛り上がっていたことが印象的でした。津波対策らしき堤防はなく、今でもその状態です。

2007年の新潟県中越沖地震では、施設が壊れ、放射能が外に漏れ、火災が起こりました。去年の3.11の時点でも、7号機まである原子炉のうち2、3、4号機は営業運転を再開していませんでした。このほど、福島第一原発をつくったアメリカのGEという会社のイメルト社長は、原子力発電は経済性も将来性もないと発言しました。発電の経済性でいえば、最もコストが安いのは燃料の要らない水力発電のようです。次に安いのは、世界じゅうどこにでもある石炭を使う石炭火力発電所です。最近ではシェールガス革命により、天然ガス火力発電もコストが下がってきたようです。原子力発電は、一つ間違えると莫大な被害が出る、リスクの非常に高いものだということがわかってきました。発電コストも原子力発電より火力発電のほうが安いようです。

町長は、新潟県柏崎刈羽原子力発電所の再稼動に賛成か反対かと聞かれた場合、どのように答えるのですか。

議長(森下直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町 長(岸 良昌君) 1問目から順次お答えいたします。

まず、最初に、個人的感想ではございますが、今、土地開発公社並びにみなかみ農村公園公社についてお話がありました。今まで執行に当たって、頻繁に折に触れ、議員の皆様方にご説明してきたのは何のためだったのか、今のご質問を聞いていると、我々の努力、議員さん方の時間を使っていただいてご理解願っていること、何のためだったのか、極めて疑問に感じるところです。

もう一点申し述べますと、世間では地方議会の活性化をしようということで、どれだけ一般質問が出たのか、あるいは議員のだれが何度質問したのか、これが指標になっています。前半だけです。今の質問をされるということは、世間のそのような指標というのが全く評価に値しないということを証明しているような気もいたします。とは言いながら、ご質問がありましたので、真摯に答弁させていただきます。

まず、初め、認識はおおむね合っておりますが、みなかみ町土地開発公社の行っているうらの郷の住宅分譲事業でございます。

これについては、押出地区の土地改良事業の非農用地4万平方メートルを活用して、当時、新治村土地開発公社が造成事業費全額を借り入れた上で、2万6,743平米についての住宅用地を75区画に造成し、平成12年に販売開始したものであります。全75区画は、1区画当たり80から158坪、最も多い区画は80坪前後で、価格帯は680万円前後という形で売り出しております。目的といたしましては、この地域において住宅建設をしようとする住民に優良宅地を提供して、町内への定住化を図ること、あわせて他の地域から環境のよさを求めて居住しようとする人を受け入れ、そのことによって地域の活力の増進、そしてまた優良住宅街区の構築というものを目指した事業でありました。

先ほどお話がありましたように、その後の経済状況の変化あるいは全国的な地価の下落などにより販売が伸び悩み、平成22年度末現在で46区画が販売できていなかった。このことについては、先ほどから年間の金利負担、その累計、ご指摘がありましたように、土地開発公社の経営を圧迫する要因でありました借入金利の増嵩をむやみにふやさないためにも、早期の販売が必要だということから、議員各位にもご相談しながら、町として、その時点での適正な価格での販売に切りかえることを公社に指導したところ です。

公社としても、標準区画でいうと80坪で370万円程度という設定をし、理事会でも決定しました。このことについて、団地内の既存の居住者の理解がすぐには得られなかった。そのために新しい価格での販売開始がおくれていたということでございます。公社としては、繰り返し地域内居住者の代表と打ち合わせ、これを行いまして、1年半という時間はかかりましたが、ことしの3月に同意が得られたところです。この経緯についても、議員各位には説明済みであります。

これらのことから、本議会にご提案申し上げている平成24年第4号補正予算の中に、借入金返済に要する経費等としまして、土地開発公社への補助金1億7,000万円を計上しております。この数字につきましては、以前から議員各位にご説明している数字と基本的には変わっておりません。

さて、次に、みなかみ農村公園公社についてお話がございました。改めて強調するまでもなく、みなかみ町土地開発公社とみなかみ農村公園公社は、全く別の法人である。このことについては、知らない人はいないと思います。さて、一般財団法人みなかみ農村公園公社、これは平成24年4月1日に発足しております。前身は財団法人新治農村公園公社でありました。このことについては、平成24年6月議会、このときに平成23年度の新治農村公園公社の経営状況につきましては、一般財団法人みなかみ農村公園公社の23年度の経営状況というタイトルで、直接議員の皆様もお聞き取りいただいていると承知しております。この経緯については、全議員十分にご存じのことと思います。

さて、新治農村公園公社がどういう目的で設立されたのか、公益性がないというご指摘がありましたので、財団法人ということなぜつくられたのかということについて、再度繰り返させていただきます。美しい農村の創造及び農林業の振興を図り、新治村における農業及び観光産業の連携による営農体制の確立、農地高度利用の推進、農畜産物付加価値の調査研究、これらを進めて、あわせて農村公園施設の建設及び受託管理を行い、地域社会の発展に寄与することを目的とするということで設立されましたし、新治村が2億円の基本財産を出捐し、平成5年3月に設立されております。このことについては、ご承知のとおりだと思います。なお、設立に当たりましての出捐2億円というものは、現金1億5,000万円と加工施設5,000万円ということでございます。

この中で出捐金というものの性格についてのご理解を、あのときも公社のほうから議員各位がお招きになって、纒々お聞きになったというふうに承知しておりますけれども、再度はつきり述べさせていただきます。

出捐金というものは、株式会社等への出資金とは全く違います。目的を持って、その時点で公共団体から出資あるいは寄附金ということで出されたもので、これについては返還を求めることのないもの、あるいはできないものということで取り扱われているものでございます。この点について、またご指摘があれば、追加でお答えしたいと思っております。

さて、次に、2問目、柏崎原子力発電所についてお答え申し上げます。原子力発電所の再稼働についてどう思っているのかというご質問です。また、一般的に原子力発電所の使用についてどうというご質問ではなくて、特に柏崎刈羽原子力発電所についてどうなんだというご質問でございます。

状況についてご説明しますが、全国で54基と言われております原子力発電機、これは1つの場所に何基か集中して設置されております。現実に東京電力の原子力発電所は、福島第一、福島第二と、ご指摘の柏崎刈羽発電所の3カ所ということになっています。柏崎刈羽発電所から首都圏に電力を送ります100万ボルトの送電線が我が町を通過しております。そしてまた、玉原揚水式発電所、これについても本来の使用の形態は、柏崎刈羽発電所を主な電力源とした深夜の余剰電力を有効に活用しようということで設置されたというのは、ご承知のとおりです。したがって、なじみが深いといいますが、柏崎刈羽発電所が町民の皆さんにも議員の皆さんにも身近に感じられているというのは、そのとおりだと思います。

今の話をもう少し述べさせていただきますと、柏崎刈羽発電所の概要につきましては、

昭和60年に運転開始いたしました1号機から平成2年に運転開始いたしました5号機までの5機が定格出力100万キロワットであります。そして、その後、平成8年、平成9年に運転開始しました6号機と7号機が定格出力135万6,000キロワット、合計で定格出力でいうと821万2,000キロワットというふうになっているということだそうでございます。東京電力でいいますと、これと福島第一、第二を合わせますと、原子力発電所の最大出力、これについては1,730万キロワットということだそうでございます。したがって、フルに動かしたときの東京電力の持つ最大定格発電力、これが約6,500万キロワットだそうでございますので、原子力発電所の定格能力は27%を占めるといふことだそうですし、今ご指摘の刈羽発電所だけで申し上げますと13%という割合になっているということだそうでございます。

しかし、今ご指摘がありましたように、刈羽発電所の設備利用率どのぐらい稼働しているのかということでございますけれども、平成18年度については76%の稼働率があったという数字をいただいております。ご指摘のとおり、平成19年の新潟県中越沖地震以降、2号機、3号機、4号機が稼働しておりません。そしてまた、東北地方太平洋沖大地震、3.11です　　が起きる前において設備稼働率は約40%程度ということで、震災前の時点であっても、東京電力の発電電力の中に占める刈羽発電所の割合は11%だったということ聞いております。以上が柏崎刈羽発電所の概要です。

現実的な距離でいいますと、今ご指摘のように、我が町はこの発電所から100キロメートルの同心円内に入っております。従来、発電所からの事故の際の避難等につきましては、これについては皆さん福島第一のときによくご存じのように、5キロ圏あるいは10キロ圏、30キロ圏といった同心円を基本として各種の避難計画、対策等が講じられてきたというのは現実問題としてご存じだと思います。しかしながら、これについてはいろいろな議論があるかと思えます。広島や長崎の原子爆弾の投下による被爆、この「爆」は爆発の「爆」ですけれども、これは爆発エネルギーの熱線による人命の損傷ということですから、爆心地からの距離によって同心円状に爆心地に近いほど人的被害が多かった。これはもう原子爆弾のときの経験として皆の身にしているわけです。先ほど申し上げた同心円状の考え方というのは、原子爆弾の影響なのかどうか知りませんが、申し上げたように、避難計画については同心円状で議論されておった。

しかし、昨年の東北地方太平洋沖大地震を原因とします福島第一発電所の事故、これは、地震によって起きた津波によって発電所の電源系統が損傷を受けて、原子炉の冷却ができなかった。そのことによって炉心温度が上昇し、炉心融解に至ったと、ここまで今明らかになり、わかっているわけです。結果的には、原子力発電所から大量の熱線が放射されて被害が生じたということではありません。大量の放射性物質が大気中に放出され、大気の動きにより広範囲に運ばれ、一定の条件の場所で降下堆積し、大きな被害が発生したところですが、したがって、同心円状に距離のみによって避難指示を出す等々の対処については、違うのではないかと、状況に応じた冷静な分析と情報公開が大切だと、これはこの間、非常に強く言われております。今回の避難時の問題に対する一つの教訓ではないかというふうに思っていますし、実際にもSPEEDIという拡散状況のシミュレーションができて

いるにもかかわらず、それが公表されず、避難に当たって活用されなかったと、これがきちっと活用されるべきであったということが指摘がなされております。

さて、福島原発の事故で放出された放射性物質、同心円で広がったんでありません。ご存じのとおり、一度北側に移動しました。そして太平洋沖に出、それが千葉館山方面に運ばれて、再度、北西に移動し、特にみなかみ町の山地のところでは降雨があり、相当程度の量の放射性物質が降下したということで、我が町も風評被害を受けたわけです。つまり距離が隔てられていても、事故で一たん放射性物質が放出されますと、さまざまな被害が懸念される所です。もっと申し上げさせていただきますと、今、中国で経済が目覚ましい発展に応じて電力使用量が激増していると、これに対処するために電力源として活発に原子力発電所が建設されているというふうに言われております。中国からみなかみ町まで距離があります。だから中国の原発はみなかみ町に何の懸念がないのかといえ、そうではないと思います。みなかみ町と中国のどこかというのはありますけれども、その距離間になると成層圏、この中における大気移動という大きな問題があると思います。したがって、偏西風に乗って中国の原子力発電所で一たん事故があったときに、みなかみに限らず、我が国にも大きな影響があるということは懸念されております。とは言っても、中国のエネルギー政策に我が国がみなかみ町が発言できるはずがありません。

さて、地方自治体の長の役割、数多くあります。これは認識しております。それをあえて一言で言えば、最も重要な役割というのは住民の社会福祉の向上、これを図るということとなります。したがって、その中の住民の安心・安全を図るということは、極めて重要な責務だと理解しております。ところが、一方、外交、国防、これらについては専ら国が責任を持っている分野であります。マクロ経済の進め方あるいはエネルギー政策、これにつきましても、主として国が責任を持つ分野であるというふうに考えております。

一方で、地方分権が強く叫ばれています。これは何かというと、何でもかんでも地方自治体が決めればいいんだということではないと思います。今まで市町村が主体的に決定すべきことまで国の関与が強過ぎて、実態に応じた基礎自治体の運営に支障があるんじゃないかということで、そういう面について地方分権を推進するということは言われています。この点からは、私もさらなる地方分権の推進は強く望んでいるところです。

しかしながら、地方自治体の積み上げというものが国になっているわけじゃありません。確かに国を分解していけば、基礎住民に接するところは基礎自治体である市町村です。これは間違いありません。しかし、国家運営という大きな視点からの政策展開と、これは欠くことができません。基礎自治体の意見の積み上げだけで国の政策が決定されたとすれば、国として進むべき方向、ある面においては正しい答えが出ない、誤るということもあり得るというふうに思っています。

さて、国のエネルギー政策、特に今のご質問でわかりやすく言えば、発電の中に原子力の占める割合がどういうものであるのか、これについては非常に活発にその点に焦点を当てた議論が行われています。例えば、元総理大臣が国際公約として二酸化炭素を削減しますという公約を掲げたにもかかわらず、そのことを棚上げしても、福島原子力発電所の事故を踏まえた将来のエネルギーの依存の適切な配分と、これは検討されているところであ

ります。今の野田政権においても、国会空転中ではありますが、早急に発電の分野別分担率を閣議決定したいということで検討を急いでいるということも報道されたところです。

そしてまた、次に、将来のエネルギーの負担率が決定されたとしても、どのような道筋でそれを実現していくのか、いわばロードマップとしてどのように進めていくか、これはまた重ねて検討しなきゃいけない問題だと思っております。現存し、現在定期点検中という状態で停止しております発電機、これがいつ再稼働されるのか、あるいは再稼働されないのか、これについては国の責任での判断が待たれるところだと思っております。地方自治体の意見の積み上げで成立するものではなくて、そういう要素も入れながら、国の責任で決定するものだと、今そういう動きになっているということをご説明したところです。

蛇足になりますけれども、再稼働という作業自体に危険性が伴うというものではないと、皆さんご存じのとおりです。定期点検中の冷温停止状態から4日程度をかけて制御棒を徐々に抜きながら点検をしつつ、10日程度かけて通常発電運転に移行していくという手続だということは聞いております。稼働中の原子炉、これについては緊急停止した場合に、冷温停止状態になるまでに1時間弱と言われてはいますがけれども、1日程度の時間がかかる、これは福島のとくに言われていたことです。しかしながら、定期点検中で発電していないからといって、冷却しなくていいかということそうではないわけですね。冷温停止状態を維持するために冷却し続けなきゃいけないということですから、刈羽発電所、今、停止しているという状況ですけれども、今まで使ってきた燃料について冷温停止状態というものは維持し続けなきゃいけない、これは当然のことだというふうに思っています。

さて、この再稼働についてどうかということについては、皆さん方もよくご存じだと思います。国では、福島原発の事故を受けまして、再稼働を判断する場合には、新たな安全評価、ストレステストと言われているものを設定いたしました。発電所の設計に基づきまして、想定した以上の地震や津波が来たときに、あるいは飛行機等の墜落があった場合に、どの程度の事故になるかということをコンピューターによりシミュレーションする、これがストレステストと言われているものです。地震の場合について、設計上の耐震強度が例えば800ガルといった場合、それ以上の1,000ガル、2,000ガルという揺れを受けたときに、何が損傷して、どういう機能が失われて、そのことによって最終的にどの程度の重大事故につながるのか、これを分析していくものだというふうに聞いております。そして、今のストレステストに基づきまして、原子力安全保安院で、この辺については原子力規制委員会という議論が一方でなされております。それによって、一次及び二次の評価を行う。これは公表されているところです。一次評価というのは、定期点検中であって起動準備の整った発電所について、順次、安全上重要な施設機器等に設計上の想定を超える事象に対してどの程度の安全余裕度を持っているか、これを評価するものだと言われてはいますし、次に二次評価については、欧州諸国のストレステストの実施状況あるいは福島原発事故調査検証委員会の検討状況も踏まえて、稼働中の発電所あるいは一次評価の対象となった発電所を含めたすべての原子力発電所を対象として、主に燃料の重大な損傷の原因や防止に関する施設機器等について、総合的な安全評価をするものだと言われてはいます。このような形で国のほうで手続を決め、それぞれに向かって評価をして、その中で進んで

おるといのが現況だと思います。

一方で、エネルギー配分がどうであるべきか、これも議論されておりますし、あわせて再稼働という話になるのかならないのか、これもまた議論されているところでございます。

以上お答えして、第1回目の答弁ということにさせていただきます。

議長(森下 直君) 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 第1回の返答ということなんですけれども、私が聞いたのは、国の原子力政策をどうするかとかではないんですよ。みなかみ町の町長として、柏崎刈羽原子力発電所の位置からいって、この町に関係するものだから、その原子力発電所の再稼働に賛成か反対か、町長はどっちですかと聞いたんですけども、賛成とも反対とも今わかりませんでした。その辺ははっきり答えてください。

あと、80キロということに近いんじゃないかというふうに私が言ったときに、同心円で決まるんじゃないというふうに町長は言いましたけれども、今回の福島原発の事故が起きたとき、ほとんどが北風なんで、8割から9割の放射能が太平洋に流れているんですね。だから、1割から2割が陸地にこっちに来て、それでこれだけ大騒ぎになっているわけですよ。だけれども位置的にいって、柏崎刈羽原発の爆発が冬起きた場合、8割から9割がこっちに流れてくるんですよ。位置からいっても同心円どころか、100キロ、200キロ離れたって大変なことになるような位置関係にあるということですから、町長としてそれをどう思うかということをごちゃんと返事をしてください。

あと、この辺ですと、縄文時代の遺跡も出ます。もう何千年、何万年と人が住んできたわけですね。江戸時代からも室町時代からも、お百姓さんがずっと住んできているわけですよ。延々と人間が住んできたこのみなかみ町、いろいろ遺跡も出ますし、城もありますし、そういう歴史がずっとある、その人間が住んでいる地域が住めなくなる可能性があるということですね。これ以降、住んじゃだめと、飯舘村みたいに住めない、原子力発電所の福島の近くみたいに住めないという可能性が出てくるわけなんで、それについて町長がどう思うのかということで、町長として、みなかみ町の町長として再稼働すべきかどうかというのは、私は賛成です、私は反対ですという意見をはっきりお願いします。

2つ目は、農村公園公社のお金1億5,000万円、新治村が出しています。5,000万円のお金も出しています。だから2億出しているんですね。それを今回、小泉改革の中で、あやふやなものはちゃんとはっきりさせろということで、公益法人なのか、それともそうじゃないのかというのをはっきりさせて、農村公園公社は、いろいろ食堂、お土産物、いろいろな果物販売等を見ても、公益性というよりは普通の民間の営業、沼田にある原田農園とほとんど変わらないということですよ。そういう中で公益法人じゃないといった中で、じゃ、2億出したお金、出資金についてはどうするのかといえば、それは今度は公益性の認められない団体になったんだから、町に返すか、それか公益性のある事業にするかということなんですけれども、それで公益性のあるところに寄附ということもできるわけですから、返せない町長が言いましたけれども、2億円を町に寄附するという形で返すことは事実的に可能です。

これについては、2億円というこのお金は、農村公園公社のものじゃないんですよね。これは町の財産ですよ、出資金ですから。この町が 新治村が出したお金ですけども、それについては当然町として返還してくれという権利はあるわけです。寄附してくれという権利はあるわけです。2億円という金額は莫大ですね。この前8月にタイに議員と町長が研修旅行に行って220万円使いましたけれども、その100倍の値段です。だから、物すごく大きな金額の話です。5,000万円の公共事業を発注する場合は、議会の議決が必要ですよ。2億円についてどうするかというのは、ちゃんとしたはつきりと議会で話し合って決めなければならないんじゃないか、あやふやにいくわけにいかないんじゃないかと思いますけれども、今までこの2億円をどうするかという話し合いを議会でやった覚えがありません。ですから、ここで、今、町長に聞いていますけれども、町長は、そうだなというふうにもし答えたとしても、議会で話し合って町長の方針を認めない限りはだめじゃないかと思うんですよ。だから、この2億円についてはどうするかというのは、議会できちんと話し合って決めなければならないんじゃないかと思うんですけども、その点については町長どう思いますか。

議長(森下 直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 今の質問とは逆に、当初の質問通告の順番でお答えいたします。

今、権利があるという言い方をされましたけれども、出資した時点で目的に応じて出資金、出捐金です、出捐しています。この目的について、この金を使ってくれという形で、それを基本財産として当時の新治農村公園公社ができた、先ほどご説明したとおりです。その時点での議会の判断、これについては必要です。今、公益性についてのご議論をされている中で、十分理解されていないんじゃないかというふうに危惧いたしますので、手続についてご説明いたします。

小泉改革の中で明らかにされる、したいというのが端緒だというご指摘がありましたけれども、いずれにしましても、平成18年の民法改正によりまして、改正前の民法第34条に基づいて設立された民法法人については、新公益法人制度の施行に伴って、この間、自動的に特例財団になります。特例財団というのが存在できるのは25年11月30日まで5年間、この移行期間だけです。その間に、一般財団法人を選択するのか、公益財団法人に移行するのかの必要がある。あえて言えば、解散という判断もあり得たんだろうと思います。このどちらかに移行するというので、それぞれの法人が方針を決めて、この審査については、公益法人認定法に基づいて都道府県が申請を受け付けて許可を行うという形になっています。新治農村公園公社は、どういう手続を踏んできたか。これは当然認可をする県と相談しながらということですけども、23年3月に役員会及び評議会において財団法人新治農村公園公社の一般法人への移行を決定し、24年2月21日付で群馬県へ移行許可申請を出して、24年3月22日に群馬県から一般財団法人みなかみ農村公園公社として認可されたということです。このときに、一般財団法人と公益法人、これにつきましては、50%以上の活動が公益的であるものについては、公益財団として認められるという可能性があります。可能性の問題です。

先ほどから島崎議員のご指摘のように、新治農村公園公社は、先ほどのご説明いたしました。地域の農村景観を生かして、農業関連施設を運営しながら多くの人に来てもらうという目的の施設ですから、その目的については、十分この間果たしてきたということでございます。そのことが公益的な活動だというふうに法に基づいて仕分けできるのが何%かという議論だと思います。これは、島崎議員のおっしゃる、物を売っているのは公益じゃないよという点とは違うと思いますけれども、この辺については当時の新治農村公園公社が審査する県のほうと十分に打ち合わせて、一般法人として存立し、あの地域の運営について責任を持っていくという判断をされたということですので。

そのときに、新治農村公園公社が一般法人みなかみ農村公園公社に移行するという点について、議会にお諮りするということについての必要性はないということをごまかすお話を申し上げます。そしてまた、今の言い方を借りると、なぜ新治農村公園公社は解散すると町は指導しなかったのか、そのほうがいいんじゃないかと、何で議会に相談しなかったんだということについては、出捐した金を返せという権利は出捐した人にはありません。受け取ったほうがどう動くかという判断をできると、これは出捐金というものの性格です。これについては判例もありますし、各種の自治体と従前の三セクとの間のやりとりということで確定しております。総務省の見解もそのとおりです。現実的に県が持っておりました多くの財団法人が、公益法人ではなくて一般法人に移行しています。一般法人に移行して、従前どおりの仕事をやってくれというのは大変数多くあります。そういうことで、現みなかみ農村公園公社についても、全く同等のことでございます。

再度、一つだけ繰り返し述べさせていただきますと、出捐金という金の性格は、出捐した時点において目的を果たすということでございます。それについて出捐している以上、どういう経営をしているかということには町も調査権がありますし、調査の結果については議会にご報告するということになっております。議会に議論してもらわなきゃいかんと法律に書いていません。議会に報告すると、その報告を受けて、それぞれの団体が議員さんにはぜひご説明しておきたいということで、議員に集まってもらって時間をとってもらって、それぞれの団体がこの間説明してきてくれると、そのことについては、経営状況ということで、それぞれの財団なり株式会社、出資している株式会社なりということの経営状況については、我がみなかみ町の議員さんはよく知っていらっしやると、ほかの議会の議員さんよりも、比較するのは悪いですが、よほどよく知っていらっしやるところです。ポイントだけお答えすると、出捐金というものの性格からいって、返せという権利は出捐した人には全く残っておりません。

さて、次です。刈羽発電所の再稼働に対して、みなかみ町長へ国のほうが賛成かい、反対かいと聞いてくるはずないと、これはもう当然わかっていますけれども、既に申し上げました。町民の安心・安全を図るのが基礎自治体の長の責務だと、そういう観点からいえば、そこだけ強調すれば答えは簡単ですよ。しかし、そういうことをされる首長さんがいらっしやるのはわかっています。しかし、町政が目指すのは、安全の確保だけなんではないでしょうか。地域経済の発展、これを考えなきゃいけません。今、人口が減っている。雇用をどう確保するか、そして高齢化社会の中で社会福祉の向上を図る、これも重要な町政として

の仕事です。したがって、みなかみ町の産業構造を前提に置けば、農業を大事にしなきゃいかん、観光を大事にしなきゃいかん、あるいは工業も大事にしなきゃいけない、そういうことがあります。すべての影響を勘案して対応を考えていくという必要があります。

例えば経済的に雇用がゼロになっても、どんな犠牲を払っても安全度がわずかでも上がればいいんだと。確率的に1億分の1上がるのか、1兆分の1上がるのか、そうじゃなくて1万分の1も上がるんだよということかわかりませんが、そのことだけで答えを出せというのは違うと思っています。繰り返しになります。どういうエネルギー政策を展開するのか、どういうエネルギー配分率にするのか、そしてまた、それに至る道筋としてどの原発を再稼働するのか、再稼働しないのか、国が判断することを待ちたいと、先ほどお答えしたとおりであります。

議長(森下 直君) 島崎栄一君。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) 国が再稼働、柏崎刈羽の原発の再稼働をやるかどうかということも決めていないので、決まったら答えるということですか。それとも、国が決めることだから町が答えないと。ですけれども、町民からすれば、岸町長は町民の代表なんですよ。その町長がどういうふうにいるかというのは、やっぱり知りたいですよ。この前の大飯原発の再稼働の問題でも、各自治体はやっぱりいろいろ表明しました。意見表明していいのに、しないというのはおかしいんじゃないか。やはりここで一般質問できちんと聞いているんですから、町長自身は再稼働に賛成なんですか、反対なんですか、もう一度聞きます。

それから、今、町長は、農村公園公社に出した2億円、出資金だから、出したんだから、もう相手が勝手に使えばいいということで、議会で決める必要はないと。2億円のお金を出したけれども、それはもう農村公園公社で決めることだから、町に権利がないんだから、議会に聞くこともないという立場を今表明しましたけれども、そうすれば、今、毎年3,000万円公益事業をやってくれということでお金を出していますが、その2億円を使う、これから2億円を10年間にわたって使うと言っていますから、農村公園公社はこの前6月議会で。そういうふうに向こうが勝手に勝手にと言っちゃ悪いけれども、決めたということでしたら、来年から町からのお金は要らないということですよ。

議長(森下 直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) また、これも質問通告の順に従ってお答えいたします。

町がそれぞれの指定管理あるいはその他の形で行っているものについて、適切な指定管理料を判断し、その中で公募をかけ競争をしてもらっています。そのときに指定管理料ゼロで全部自分の金でやるからと、こういうことになると競争になりません。その中のバランスの中で、農村公園公社、今のみなかみ農村公園公社が今の基本財産の使用計画というのをつくっておりますけれども、それを前倒しにして、ともかく指定管理料等々ほかならもらえるものもみなかみ農村公園公社はもらわないよと、そのかわり基本財産を5年でなくしちゃうよと、基本財産がゼロに失礼、そうですね、なったときに、先ほどから申し上げていますように、地域をこれいろいろ当初の目的、先ほど述べたようにたく

さんございます。だけれども、あの地域の中核施設として多くの方に来てもらい、農村景観を守り、農産物を提供し、そして来た人に利便性を提供すると、その仕事をやらねえよということに、5年たったらやらねえよということです。

先ほどの中と同じです。町のほうが、これは指導ということだけになりますけれども、一般財団法人だ、公益財団法人だ、つまねえこと言わないで、あした解散しろよと、法律終わるまでに解散しろよと、これは権限はありませんけれども、指導なり圧力これはあり得たと思います。それは、今あの地域における現みなかみ農村公園公社の役割からいって適切じゃないということで、権限はありませんけれども、ない中でも圧力をかけるといったようなことはしませんでした。ということは、現在の活動について評価しているということです。それに加えて、公共的事業、ポイントでいうと3点ほどだそうですけれども、これを新たに展開していくと。じゃ、それはぜひやってもらいたいということですから、繰り返しになりますけれども、出捐金というものの性格からいって、権限がない中ではあります。今、議員のおっしゃっているのは、そんなこと言ったって町と公社の関係だから、がんがん圧力かけて、権限なくたってそうさせりゃよかったんじゃないかということだと思いますけれども、答弁はそういう権限はありませんということと、町が権限なくて、そこを審議、審査される議員あるいは議会、これには権限ありません。一般財団法人、公益法人、どういふふうに申請し、どう認可を受け得るか、これについては認定法に基づく認定者である、この場合については群馬県の判断あるいは群馬県の指導という中で出てきたんだと思います。

そして、なぜ新治農村公園公社だけ解散しなかったんだいということではないと思います。すべての数字は押させておりませんが、群馬県が一般法人を認可した団体の中に県が出捐しているやつもあったでしょうし、各35市町村がそれぞれ出捐していたものもあると思います。その中で解散しろという形で、県なりあるいは関係者が指導したということについては、確認して聞いておりません。したがって、特例的な扱いでも何でもなくて、公益法人認定法に基づいて審査を受け、その中で現在農村公園公社の果たしている役割を引き続きやっていく必要があるということで公社としても判断し、そのことについてはこの間の経営状況報告の中で議員さん方にも公社の自発性のもとに報告されているということでございます。

さて、もう一点、白黒はっきりすると、こういうご指摘です。先ほども言いました。国が判断するとき、市町村長、全国に1,800人が手を挙げて、そっちの意見の多いほうにするぜ、それだと国の方向を誤るということをさっき申し上げたとおりです。それでも誤らないと、国の方向なんていうのは全部市町村長の意見の足し算でいいんだということであれば、国会議員要りませんよ。市町村長だけ議員からの質問に答えて、市町村長がみんな手を挙げりゃいいんですよ。何のために国会があるんですか。何のために県会があるんですか。それぞれの段階において判断するものがあると、先ほどから申し述べているとおりでございます。再稼動が好ましいのかどうなのか、これについてはエネルギー政策トータルの中で全体としてどういう影響があって、さっきも申し述べたとおりです。みなかみ町、原発を世の中全部なくすと、みなかみ町大もうけするということであれば簡単で

す。どっちに転ぶか、どっちの方向性が強いのか、これはわかりません。そのことも配慮しなきゃいかん。もちろん安全性というのは第一に配慮しなきゃいかん。先ほどから言っているとおりで。そのデータがすべて私の頭の中にあって、白黒はっきりしろと、それはないと思います。先ほどから申し上げているように、国が責任を持って決めるべき分野であり、再稼働をどうするかということについては、技術的検討、これについては従前よりもさらに一層安全性の確認というのは強い判断基準があると、先ほどご説明したとおりで。その中で判断していくものだとし申し上げているとおりで。

議長(森下 直君) 島崎議員、申し上げますけれども、時間になりましたので、若干要領よくまとめられて質問を許します。

(11番 島崎栄一君登壇)

11番(島崎栄一君) きょうの日経新聞を持ってきたんですけれども、そのところにアメリカのオバマ大統領は……

議長(森下 直君) 新聞……

11番(島崎栄一君) 再生エネルギーという話……

議長(森下 直君) 質問中ですが、同一的なあれはあれしてください。

11番(島崎栄一君) 同じですよ。エネルギーのことを言うんだから。

きょうの新聞たまたまあったのを持ってきたんですけれども、今後は、国内の石油や石油ガスを含むあらゆるエネルギー資源の開発を強化する方向にかじを切ったと、再生エネルギーじゃちょっと無理なんで、石油も天然ガスもどんどん使うということでかじを切ったということをやっています。

知識がないと言いますけれども、もう随分1週間か2週間前に事前通告しているんですから、再稼働に賛成ですか、反対ですかということについて答えられない、答えないというのはおかしいと思います。やはり個人として、町長個人としてだって意見があるわけじゃないですか。それを今聞きたいですね。

議長(森下 直君) 町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 個人としての意見を議場で聞いていらっしゃるんですか。何考えているんですか。町長として答弁しています。まじめに答弁しています。今の言い方おかしいじゃないですか。1週間の間、勉強しました。答弁書たくさん読んだじゃないですか。私が理解できないというのは何を言っているかということ、エネルギー配分がいかにあると経済にどういう影響があって、世界経済にどういう影響があって、日本じゅうどういう影響があって、それが町にどう落ちていくんだと、そんな分析できるわけじゃないじゃないですか。今の発言おかしいですよ。町長に聞いている、個人的見解言え、ここをどこだと思っているんですか。議員として聞いて、町長として答えているときに、岸良昌お前何て考えているんだと、そんな聞き方はおかしいと思います。ということで、再度、先ほどまでお答えしてきたとおりの答えでございます。

議長(森下 直君) 以上、時間ですので、これで質問を終わりたいと思います。

これにて島崎栄一君の質問を終わります。

通告順序3 4番 前田善成 1.町の体育施設を活用した観光誘致について
2.住民の災害避難対策の方向性について

議長(森下直君) 次に、4番前田善成君の質問を許可いたします。

(4番 前田善成君登壇)

4番(前田善成君) 通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、町の体育施設を活用した観光誘致についてです。

みなかみ町のような合併を行っている町村は、多くの運動施設を持ち、その維持費、管理費の捻出方法、施設の稼働状態、円滑な運営方法ができずに、財政的に問題だと考える傾向が見受けられます。また、そのような扱いになっている町村が大多数です。建設当時は、各スポーツを教育の一環で行う体育施設で建設され、教育委員会の所管する施設がほとんどであることも十分理解できます。そして、住民や学校生徒の育成や住民の健康増進の場になっていることは評価できますし、生涯スポーツの活動を推進する現代社会にマッチしていると考えられます。

しかし、多くの施設の稼働状態を考え、また都市部での需要を考慮すれば、観光施設として十分活用が可能だと考えられますが、その考えについてお尋ねします。

議長(森下直君) 岸町長。

(町長 岸良昌君登壇)

町長(岸良昌君) ただいまのところまでですと、先般、前田議員とさまざまご指導いただき、一般質問でちょうど1年前だったですかね、議論したところと同じになってしまいます。それ以降の話ということもあるんだと思いますけれども、観光施設として社会体育施設なり、あるいは観光用の体育施設なり、そういうスポーツ等に活用できる施設を幅広く活用すると、この前、1年前にお答えしたとおり、ぜひそういう方向でやっていきたいなと思っていますし、この間もいろいろ聞いているところであります。

一つだけ申し上げますと、相当程度努力はしているけれども、非常にいわゆる全国的な大会だとか宿泊を伴う、早くから計画している施設だとかいうことになってくると、3つの大きな体育館、そして人工芝になりました俗称ホッケー場、この4つについては非常に希望が多いと、これについてはなるべく早くから調整できるように、あるいはいわゆる観光といいますか、よそから来た人にもうまく使ってもらえるような方向でということ調整していると、あるいはそういう受付システムを努力しているというふうに聞いていますけれども、この今申し上げた4カ所ということになるんですが、これについては特に夏場の合宿等で相当込み合っている。逆に言うと、今ご指摘のありましたように、社会体育施設なんだけれども、よそから来ている人に十分使ってもらって地域の活性化、わかりやすく言うと、お客さんにたくさん来てもらおうじゃないかというふうなことについて、相当程度活用されているというのが現況だというふうに承知しているところです。

まず、すみません、そこまで。

議長（森下 直君） 前田善成君。

（4番 前田善成君登壇）

4番（前田善成君） 町長がおっしゃるように、去年の9月に似たようなというか、大体同じような内容の質問をさせてもらいました。そのときには、生涯スポーツの施設だとか地域の人たちの教育施設のということで、教育委員会のほうで利用させていきたいというようなお話だったので、再度またお話をさせてもらっています。

3館長の報告の中にもあったんですけども、川場のサッカー場というのがちょっといい例だと思いますので、お話しさせていただきます。川場のサッカー場は、実際稼働を始めたのが、実際に始めたのが7月です。6月の実は定例会の中で、放射能の風評被害が物すごく幅広くて、世田谷村なんかは逆にもう宿泊しないというような状態だったです。それを危惧した議員さんが、7月から8月のその宿泊状態どうなのかという話で質問しました。そうしたら、役場のほうで指定管理に出しているものですから、その辺のところよくわからなかったんですが、川場のそのサッカー場を使用するという条件の中に、郡内の人には宿泊しなくちゃいけない。その宿泊要件で約2,000人の人間が7、8月で来ています。それは、今までの7月、8月の集客の人数に比べてどうだということ、大体200人ぐらいの集客だったのが2,000人になった。これは、町が芝のグラウンドをサッカーグラウンドができたからぜひ来てくださいということと言ったわけではなくて、サッカーグラウンドができたので、ぜひそこでサッカーをしたいということで申し込まれたというのが現状のようです。

昨年も言いましたが、うちの町は、恐らく前橋の倍の体育館を持っているんですね。野球場は、前橋と同じ5つの野球場を持っています。一昨年ですか、N T Tの剣道大会で町のみなかみの体育館を使いたいと、使わせてもらえれば宿泊したいということで、100人程度ひがきさんにもやっぱりお世話になっているような事例があります。それがやっぱり6月の第1週ぐらいで、一番お客さんがいない時期だったんですね。そういうことを考えると、やっぱり運動施設というのは、ある程度集客ができる。特に平日の稼働率の低いところの稼働が見込める。これは中小の旅館にとって、かなり自分たちが存続していくためのツールになると考えられます。

そこで、そのようなことを考えて、やはり幾つか施設をある程度観光に使うものと教育に使うもので選別していく方向があるんじゃないかと考えるんですが、その辺についてお尋ねします。

議長（森下 直君） 岸町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） ただいま前田議員のご指摘の視点というのは、これ必要なことだと思っています。まず、順番にいきますと、先ほどの一番前段のお話になりますけれども、我が町については、各種の社会体育施設等が重複している部分があると、これについては、公共施設のどうあるべきかという提言が出ておりますので、それを前提に進んでいるところです。これについては、昨日の代表監査委員からのご指摘もあったとおりですし、そのことが必要であろうと思っています。とは言いながら、ある中で利用率が低い、あるいはそれをも

っと違う形で利用できるんじゃないかというご指摘だと思います。予約のシステムがどうか、この辺については、地区ごとに観光もあって徐々に整理していますけれども、同じには整理し切れていないというのは前回申し上げたとおりです。

特に、今、川場のサッカー場ということでご指摘のあったような形の利用でいうと、ホッケー場が極めて近いんだろと思うています。ホッケー場の7月、8月、この辺については、ほぼあいているときがないという形ですし、学校名を個別には申し上げませんが、非常に多くの大学が合宿を張ってくれている。合宿というのは、もう連泊しますので、これは必ず宿泊を伴っていると。この数字が幾らかというのは、詳細にはあると思いますけれども、相当程度ふえているということは間違いありません。

さて、それ以外の割とあいていて、夏休み、例えば6月、7月、8月使えるんじゃないかと、よそからの人が使いたい、けれども、ほかの条件で使えないといったような施設は余りないんだろと思うています。もう一回ホッケー場に戻りますけれども、ホッケー場も、例えば利根商であるとか月中であるとか、ホッケーの練習日というのは入れていますし、それ全部を排除するというわけにはいきません。逆に言うと、例えば利根商が練習するときに、よその高校が合宿を張って一緒にやっているとか、カウント上は町の社会体育施設で使っていますけれども、使い方は同じですけれども、今、議員のご指摘の点からいうと、宿泊だとか観光につながる形での利用も行われています。

数字、詳細に何月何日にあいていると、ここはもうちょっと使い方があるんじゃないかといったようなところまでいっていませんけれども、一般論としては、よそから来てぜひ使いたいというものについては、社会体育施設としての利用を妨げない範囲で、妨げない範囲という言い方なんですけれども、もう押さえちゃったからだめよというんじゃないくて、その中でもいろいろな活用の仕方を工夫しながらやってきているというふうに思っています。それについては、今、ホッケー場が極めて明らかですけれども、それ以外の社会体育館あるいはB & Gの体育施設等々についても、おおむねそういう方向だというふうに聞いているところです。

議長(森下 直君) 前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

- 4番(前田善成君) そうですね。一部そういうふうな方向で使われてくるようになったんですけども、これ結構問題がありまして、予約で例えば旅行社とかそういうのが押させています。でも、キャンセルにしちゃう。そうすると、そこがあいちゃうとか、合宿に来ますと行って押さえてきました、旅館が。でも、それがまたキャンセルになって、使えなくなっちゃう。じゃ、それを使えることができるかという、結局予約だとか、その運営だとかをしているところが一元になっていないんですね。なので、例えば本当は使いたいという人たちがいるんです。でも、それを使えないという状態になっているわけです。前回もちょっとお話ししたんですけども、その辺のところを町で関与して話ができませんか、持っているのが町なわけですから。

特に、川場もそうなんですけれども、指定管理に出していて運営は自分たちでやってくださいということなんです、宿泊だとか他の施設とやっぱり連携しているわけです。だ

から、川場のNPOがある程度グラウンドがあいているとか、そういうことが把握できている。サッカー場だけじゃなくて、芝生を使って例えばサッカー以外のそういう合宿を入れ込んでいるというのも本当の話なんです。今もそうなんですけれども、体育館だ、グラウンドだ、野球場だ、変な話サッカー場だと、これは有効にそうやって利用できるのであれば、逆に言えば、利用していくことがすごく大事なことだと思うんです。その部分を町のほうである程度統括してやれば、あと、その例えば入れ込みだとか、稼働の状態だとか、代金の請求だとかいうのは、そういうところはやっていけるし、逆に宿泊施設、その協会だとか旅館との連携はそこがやっていけばいいわけですから、そういうところに行政の知恵を使ってもらったらどうだというお話をさせてもらっているわけです。

やっぱり川場は、どこに重点的に例えばターゲットを絞っているかということ、もう小学生以下なんです。大人は来てくれなくてもいいですよ。なぜか、それは宿泊の規模が20人か30人程度で、必ず子供が来てくれれば親がついてくる。その子供たちが将来20年か30年後には自分が親になりますから、必ずリピーターになるんですよ。それをもう目的に、そういうふうにしてくださいということで、村である程度の方向性を出して、逆に運営をさせている。

うちも同じように観光協会があるわけですから、そういうところで施設を運動用の教育用の施設と要は観光用の施設ということで、ある程度選別をする。使われていない施設というのがあろうと思うんです。でも、それは例えば観光でちゃんと使えるのであれば、整備がちゃんとできてくるわけです。その整備のほうもそういう協会が行えるわけですから、それについてお金が入ってきて、例えばですけれどもマージンをもらうということもあるでしょうし、そういうことを考えて、なくす方向だけじゃなくて、生かす方向を考えてもらいたいというのが本当の趣旨なので、その辺についてもう一度お尋ねしたいと思います。

議長（森下 直君） 岸町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 現有施設の中でさらに整備を進めて、こういう活用に特化してと、今も社会体育施設以外に観光課で所管しています観光用の体育施設というのを特定していますけれども、それだけを使うよりも、先ほどから申し上げていますように、規模が大きくて外からの利用がしたいという施設というのがありますから、そして、なお、予約の面については前回と同じですが、月夜野地区は年7回の調整会議をやっていますけれども、ほかの地区については年1回、年初に暦年の頭のほうで1年間の利用計画を調整するというので、割と、例えばことしの夏の話だけれどもというの、正月ごろ利用できるかどうか決まるという体制にはなっているようです。

ただし、今、議員がおっしゃるように、それがキャンセルになったときにあいているということが次の展開につながらないと、これはそうだろうと思っています。端的に申し上げて、よくわかるようにそれぞれ地区ごとに場所を決めて、管理人がいて、そこに予約が入ると幾つかの施設について整理するという格好になっていますから、今ご指摘があったように、オンタイムで情報を取ってきてオンタイムで調整してということになっていません。ただし、これが例えば観光協会だとか、あるいは全く違う話になりますけれども、教

育力協議会だとか、ある意味それに近い調整をしている機関がありますけれども、そのところに例えば月夜野の社会体育館の予約を任せるといふわけにはなかなかいかないと思っています。その辺の連携というのは、連携というのは、言うにやすくして実際効果的にやるというのは一番難しい問題だと思いますけれども、一番わかりやすいのは、この施設について、先ほど川場のサッカー場のご指摘があったように、こういう施設についてはこういう用途でこういう使い方をすると一番効果的だよと、何か特定のものがあれば、それに応じてきちっとやっていくということではできるとは思いますけれども、今ご指摘のあった川場のサッカー場のような適切なものはないんじゃないかなと、あえて言うとホッケー場かなと思いますけれども、ホッケー場はさっきからお答えしているような状況です。

議員のご指摘を拒否するわけじゃなくて、どこでどう始めていくのが一番適切なのか、あるいは今やっている中で、このところはこうやればもうちょっとよくなるんじゃないかという具体的なものの積み上げが必要なのかなと思いますので、ここでこうやっていきますという答えはなかなかしにくいかなと思っています。

議長(森下 直君) 前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

- 4番(前田善成君) その点は、町長言われている点というのは、そういうところもあると思うんです。ただ、川場のときもそうなんですが、実は、うちのほうの例えば上牧の北部グラウンドみたいなグラウンドがありますね。常時余り使われていない。ただ、川場は、逆に言うと、サッカー場でというのもあるんですが、志賀高原なんかは逆にそういう使われていないサッカー場だとか、そういうグラウンドに全部誘致しちゃうという形です。そういうことが必要じゃないですかと。例えば何も言わなくても来てくれるホッケー場は、宣伝しなくても来るわけですよ、日本に何カ所もないわけですから。でも、そうじゃなくて、実はあって、そんなに使い道がないんだけど、アップグラウンドにできるだとか、練習には使えると、そういうところをうまく利用して、それが逆に集客、お客さんになるというのであれば、民宿だとか小さな旅館にとっては、それが生きる種になるわけですね。その辺について、大きい施設じゃなくて、体育館として絶対に町に必要なところじゃないと、そういうものを小さな例えば真庭の体育館だとか、そういうところをうまくそういうふうにご利用させるアイデアを出させて、運用させてみたらどうですかということをお願いしたいわけです。それについてどうかというお話をさせていただいています。

議長(森下 直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

- 町長(岸 良昌君) 結論としては、その手法を考えていきたいと思っていますということになりますけれども、よそから来た人、例えばこの間もザスパの関係者と話したんですけども、サッカー場というのはやっぱり3面か4面あると来てくれというんで、いろいろなところから来てくれるんだけど、天然芝1カ所だけという格好になると、相当利用を限定して、今おっしゃっているように、例えば小学生の大会を第1次予選でやりますよというような運営じゃないと、なかなか難しいよねというご指摘もあったところです。情報の発信というのは何事もそうですけれども、非常にここにしかないよとか、ここはこれだけあるよと、

集中している場所だと非常にやりやすいんだと思います。それを一步も二歩も進んで、小さな施設であっても使い方によってはうまく使えるんで、その情報発信の方法を考えたらどうかということなんで、それについてはこの間のご議論から1年たっちゃって、あのときの話については、割と予約も入りつつあるかなと思っていたんですけども、新たなそういうご指摘に対して何とかやる方法を勉強するようにいたします。

議長(森下 直君) 前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

- 4番(前田善成君) 今、サッカー場のお話が出たので参考になんですが、実際に3面サッカーグラウンドがあると、1面で368人大体できるんです。1日で1,000人の人間が来られるんです。これは滋賀県で間違いなくそういうふうに行っているんで、1面が例えば人工芝で、あとは全部グラウンドでいいんですね。1面がそういうものがあるということ、いろいろなことの活用ができるということで、逆に言うと、いい施設を持っているわけですから、それにタケテだめな施設もうまくつかっていきましょうというのが今回の趣旨だったです。

それから、うちの町は、体育施設というのもそうなんですけれども、冬場の観光、スキーですね、スキー場というのがあるんですが、これがスキー場をうまく今展開しているというか、夏場、地元の集客につなげてくれているスキー場があるわけです。ノルンなんかは寺間の指定管理を受けているんですが、あの寺間の運動場とスキー場の斜面だとか、そういうのをうまく使って、夏場に数百人ぐらいのスポーツ合宿をやっているんです。自分たちの宿泊施設というのは持っているんですけども、そうじゃなくて地元のそういう人たちに宿泊をしてもらおうということで分散しています。冬場も地元の人たちにおふるを10時まで開放、10時までのものを12時までにしてくれということで、その自分たちのナイターのお客さんを全部そこに入れてもらうような誘客のこともやってくれています。今、ノルンのほうで地元の土地を貸していただいて、子供のゲレンデを整備して、夏場あいているゲレンデの部分にサマーゲレンデをつくらうというような計画があります。このサマーゲレンデ自体は、国有林の部分を使わせてもらったりいろいろするもんですから、どうしても行政のほうである程度協力をしていただければ、計画が進むというところが多分にあるんですね。なので、金銭的なものもあると思うんですが、そういう部分について、町のほうで新しい観光のPRの素材としてノルン、特に夏場なんかは今もそうですけれども、モーグルなんかの大会で新聞だとかそういう雑誌等にも載っていますので、その辺について考えられるかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長(森下 直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

- 町長(岸 良昌君) 今、具体的にはノルンスキー場と寺間のグラウンドというお話がありました。寺間のグラウンドについては、ノルンに指定管理で管理をお願いしていると、それで幅広い活用についても指定管理者である 会社の名前が変わるのかな、要するにノルンがやってくれている。ほかの事例でも、例えば今、スキー場全般的にどのスキー場も夏場の利用ということを非常に意識してやっつけいらっしやるところです。今出たノルンでいうと、ユ

りだとか花もやっぺらっしやいますし、それ以外のスキー場、どこもそれぞれ例えば宝台樹は宝台樹なりに、藤原なり、水上高原、それぞれ夏場もお客さんを入れようということをしていることをやっぺらっしやいます。そのことについて、それぞれのスキー事業者としての活動でありますけれども、町あるいは町の観光協会なりがタイアップして参画したり運営したりというのは、これはもう実際にやっているところです。

また、ノルンさんの今のサマーゲレンデの部分についてはともかく、花の季節の運営については、町もタイアップしてやっているといったようなことがあります。結局、今やっぺらっしやっているようなこと、それぞれの事業者なりスキー場がやっぺらっしやっていること、それを広げていこうということですから、それらの取り組みについて具体的問題があれば、町が間に入ったことがいい事案というのにもたくさんあると思いますので、それについては何事によらず、今までもいろいろな調整に町が間に入って、どういう事例を挙げるのかいいかわかりませんが、例えば営林署であるとか、あるいは河川管理者であるとか、その調整に町も一緒にやっぺらっしやっておりますので、同じようなことかなと思います。具体的案件、事象が出てくれば、今までもやっぺらっしやっていますし、今後もやっぺらっしやりたいと思っています。

議長(森下 直君) 前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

- 4番(前田善成君) そうですね、花でやっぺらっしやお客さんと呼ぶというのはちょっと厳しいところもあって、ちょうど気象的なものもありますね。一つ、今、サマーゲレンデというのがいいんじゃないかというのが、割と今、お年寄りの人もスキーを始めていて、逆に子供たちが、多分ボードをやっぺらっしやしているお父さんとかお母さんがスキーから始めるんですね。それで、夏場、子供たちを冬ゲレンデデビューさせるために、夏場少しやらせたいと。例えば志賀高原なんかもそうなんですけれども、去年3キロのサマーゲレンデをつくりました。隣のガーラ湯沢なんかは、去年始めて、ことし本格的にサマーゲレンデをつくっています。近くだと片品の丸沼がそうですけれども、それが必ず専属で来ている人たちが見込めるんですよね。この夏休みもそうなんです、1日700人ぐらいのお客さんがいつも来る。これというのは、恐らく抱えるというもので考えたときに、お客さんが必ず700人いますから、どこにそれが流れていくかというのは関係なく、少なくともどこかで金は落としていくんだろうということにはなっていくんだと思うんです。そのサマーゲレンデも最初は小さなものをつくらうと思っていたんですが、町長恐らくスキーをやられているので、ノルンのEコース、あれをある程度使って第2リフトを使って、丸沼ぐらいのコースをつくらうというような考えがあるみたいです。その部分で、多少やっぺらっしや民間だけだとしてもならない営林署の問題だとかいうところがかいま見えてきますので、その辺について今おっしやられたように、協力をしていただければありがたいと思っています。

それから、スキー場ということで一番うちの町で何回か問題になっている、あの赤沢スキー場なんですけれども、この赤沢スキー場は新聞なんかでもモーグルの監督である林辰男さんが、今度、全日本のモーグルの会場にするよというようなこともアピールしています。現実去年、全日本の関係者、あとFIS、世界の国際スキー連盟の関係者が赤沢スキー場を見にきました。本来、世界大会ができるような大会バーンになる予定ではなくて、

モーグルの大会ができるバーンかなと思って調査させていただいたところ、少し造成を加えればワールドカップができるよ、そのぐらいのいいバーンですよというような話になりました。特に今、ボードの人気というのもあるんですけども、上村愛子なんかやっばり選手として出ている。今、モーグルの大会というのは、九州だとか四国からも選手が来ています。どこからもモーグルをやりたいということで、特に女の子、若い女の子が選手になりたいというので、教室にうんと入っているんですね。川場なんかも、どちらかというとモーグル教室のほうがお客さんが入っています。そういうような観点から考えると、赤沢スキー場みたいなリフトが少なく、どこかに突出できるようなスキー場であれば、モーグルに特化したグレンデにして、そういうようなモーグル専用のバーンを1面つくるような、そういうような考え方があるかどうか、お聞きしたいと思います。

議長(森下 直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 極めて具体的な話なんで、逆に答えにくくなっている部分があるんですけども、赤沢スキー場については、地元のほうでも活性化委員会ということをつくっていただいて、町もタイアップしてこの辺やってきています。その効果ということで、人数は少ないにしても、昨年の実績は、その前に比べて7割もふえたということが言われているわけです。その中の一つとして、今お話があったような検討もありますし、實際上、議員がその場にいらしゃった日ではないんですけども、私も同じ方がおいでになったときに現場で話をしておりますので、何とかすれば使い方はいろいろあるよというのは聞いています。具体的にどこまで投資して、それが見返りとしてどうなのか、あるいは赤沢スキー場は町が関与するスキー場ですけども、その中でどういう投資の可能性があるのか、この辺については真剣に考えていくべきだろうと思っていますし、少しでも雪、使えるシーズンを長くすることについては、活性化委員会のほうで努力していただいているので、それにタイアップして町のほうも若干の経費増を見ているといったような運営をやってきています。今後とも、この切り口ならこういうふうの特化できるよということについては、考えていくべきだろうなと思っています。

非常に具体的な話なので、いつまでに何をどうするというのは答えにくいんですけども、方向性については理解しておりますし、そういう地域の人を含めた活性化委員会の努力ということについては、町もタイアップして一緒にやっていくべきだと、やってきていますし、今後もやっていきたいと思っています。

議長(森下 直君) 前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

4番(前田善成君) そうですね、そこで具体的な話という話が、今、町長からは出されたので、たまたまなんですけれども、具体的な話になりそうだという方向性として、今までモーグルの大会は福島でやっていたんです。ですけども、福島が放射能の関係だとかで、今回、ワールドカップの大会の場所から外れた。ワールドカップというのは日本のスキーの中ではそんなに有名ではないんですが、ヨーロッパでいってワールドカップの大会というのはF1のサーカスと同じように、物すごく宣伝効果が高いわけですね。福島がなくなるとど

ここに来たかといったら、苗場になったわけです。苗場になって、ワールドカップというのは、基本的には1つの国で1大会やるというのはそぐわないんです。だから2つ大会以上は一つの国でやりたい。苗場ですよ。赤沢ですよ。これというのはすごくチャンスだと思うんです。大体ワールドカップで関係者が来るというのが、大体3,000人ぐらいの選手とサポートする人たちが動くわけですね。実際にワールドカップからワールドカップ、国をまたぐとき大体1カ月間ぐらい、その1カ月間ぐらいが練習と宿泊にやっぱりなるわけです。これがみなかみにとって、今度、韓国で冬のオリンピックをしたいということで考えれば、今すごい勢いで韓国はスキーに力を入れています。このモーグルもその例外ではないんです。インバウンドというところを考えると、これはすごいツールになると思います。それと、ヨーロッパのほうにみなかみ町を売るというのに一番簡単ですよ。ワールドカップでモーグルやっているのがみなかみであるという話になりますから、これは本当に千載一遇だと思うんです。今、福島が欠けて、苗場というんですけれども、苗場が、じゃ、2大会やるか1大会になるかというのが、これでFISに自分たちで審議するという状態になっていますので、今、例えばみなかみのほうで手を挙げてしまえば、本来は、じゃ、みなかみお願いしますというような可能性の高い状況だと思います。

なので、実際、どうせみなかみというのは昔からスキーと登山と言われるぐらい、みなかみ自体、スキーというのは関東では有名な話だし、住民の中でもスキーでいろいろなことをやっていくという感覚で、違っただろうという感覚はないと思うんです。こういうものというのは、チャンスはそんなにないと思うんです。逆に言えば、モーグルのバーンも手をかけずにほぼできる。問題は、今言った雪の問題だけなんですね。その辺だけ何とかクリアできれば、人工的に造成をして何億もかけてスキー場をつくらなくていい条件の赤沢スキー場をそういう形で特化して、ワールドカップの誘致も含めて検討していただけるかどうかについてお尋ねしたいと思います。

議長(森下 直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 非常に規模の大きい話でありながら、可能性については低くないという話なんで、いろいろな関係者の調整だとか、これをやらなきゃいけないと、いろいろなことがあると思います。とは言いながら、その方向に向けて一つでも進めればいいかなということで、問題とひとつ関係者とタイアップして整理していきたいと思っています。非常に貴重なご提案をいただいたと思っていますので、その方向で努力しますけれども、実現性についてどれだけあるんだ、これはまた投資の可能性だとか、そこもよく検討し、また当然のことながら議会にもご相談する段階があって、その先に進むんだらうと思っています。

議長(森下 直君) 前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

4番(前田善成君) どうせスポーツ、健康、まちづくり宣言をやっていきます。どうせそういう話をして、大会運営するんだったら世界の最高峰のワールドカップをという話は、オリンピック誘致するのと同じように、みんなに何となく夢を与える、いい傾向なんじゃないかと思っています。アウトドアスポーツということで特化していろいろな話をさせていただいてい

ますが、その中にやっぱりスキーというのは入ってくるんだと思います。十分、今、議会だとか町の方向性として、スポーツを町の振興のために使っていくという方向にマッチしていく提案だと思いますので、そういう方向で考えていただいて、みなかみ全体の基幹産業の観光にスポーツ、いろいろな形でスポーツが生かされていくように、町長のほうに町の運営を考えていただければと思います。

これで1回目の質問を終わりにさせていただいて、次の質問に移りたいと思います。

2番目の質問なんですが、住民の災害避難の方向性について。

昨年度、東日本大震災を体験した日本では、各地で地元の自然災害などの対策に対し、住民の方々の関心が高まっています。そこで、各地区で個々の対応を行い、旧月夜野や新治は、火災などの通知方法として防災無線を使用してきました。しかし、旧水上町は、その特異な地形からオフトークを採用し、今も利用してきましたが、その方法が利用できなくなってきました。

そこで、これからのみなかみ町全域で安心・安全に生活できる防災時の連絡方法についてお尋ねします。

議長（森下 直君） 岸町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 災害時の連絡方法、これについては皆さんご存じのことを繰り返すことになりますけれども、従来の3町村ごとに整備しておりましたので、設備機器を現在引き続き利用しているという状況にあります。これについて、今、状況は、月夜野地区においてアナログ式防災行政無線を入れたのは平成4年から5年ということですし、水上地区については平成5年度にNTT回線を利用したオフトーク通信を導入したと。そして新治地区については昭和62年にアナログ式防災行政無線、これを導入したと。それぞれアナログ式防災行政無線とはいいいながら、メーカーが違っているといったようなことがあります。どの地区の設備についても、導入してから相当の期間がたっていますので、維持管理上もいろいろな問題もあるということです。

まず、それぞれの問題点ということでいろいろあるんですけれども、1つずつ述べていくと、月夜野地区の防災行政無線、防災月夜野については、各家庭に戸別受信機の貸し出しをやっていますが、これの在庫が準備がなくて、町が注文すると生産してくれると、いわば受注生産の形になっているので、すぐに対応するというのは難しくなっている。また、新治地区の防災無線については、部品自体の生産がもうとまっているということなので、修繕するに当たっても何に当たっても、まず部品を注文して、それから修理するといったようなことにあるようです。それよりも何よりも、もう一つ大きいのは、屋外スピーカーのみの放送ということになっていますので、実際今の家屋の構造では、なかなか聞こえにくいということと、それから防災行政無線、災害というのはいろいろ想定はできるんですけれども、いずれにしても、雪についても冬期間だと、雨が降っていると音で聞こえないといったようなことで、防災行政無線としてのいわゆる防災上の機能ということについては、問題点があるのではないかというようなことがあります。

それと、今ご指摘のありました水上地区のオフトーク通信については、NTT自体が平

成27年3月末ですか、平成26年度限りでサービスを停止するというふうに言っています。これ一つ大きなタイムリミットだと思っていますし、それよりも現在においても、藤原地区等に光回線を入れたときに、光回線へ移行するというので、そのことによってオフトーク通信が利用できないということで、現況の水上地区のオフトークの加入率が半分を切って4割ぐらいだという状況になっています。

そういう中で、町全体として代替措置を講じなきゃいかん。これはもう随分早くからの懸案事項でしたので、検討はしてきました。順次ちょっと長くなりますが、お答えさせていただくと、既存の設備をなるべく生かして、なおかつ、今、J - A L E R T 全国瞬時警報システムこれの自動起動で情報を流していくというのが国も推奨しておりますので、デジタル式の防災行政無線に更新するという方向性が出て、そのことで勉強してきました。いろいろな条件ですけれども、例えば本庁の中で一括で操作して、町内全域をカバーするとか、あるいは必要とされる地区ごとに必要な情報を流すことができるんだらうかといったような設備について検討してきた中で、もうご報告したとおり、平成19年には防災行政無線基本設計業務というのをやりました。その答えが出てまいりましたし、22年度については調査設計業務ということで、基本的な話からもう少し具体的に、電波の伝播実験あるいは屋外の拡声器がどのくらい古くなっているのかといったような具体的な調査も含めて22年度にやったところです。

しかし、町の中全部の設備をデジタル式防災行政無線で整備するというになると、概算ですけれども、11億強かかるであろうという話が出てまいりました。それと一方は、ご存じのとおり、現在、この間、携帯電話の通信技術が物すごく目まぐるしく進歩してきているということがあります。そして、最初からなぜオフトークだったのかというエリアについては、山岳地域で無線通信にとっては環境が悪いといったようなことがあったので、改めてこの携帯電話の技術あるいはそのカバーする設備がどんどん更新されて立派になってきているという中で、町にとって最もよい情報伝達システム、これは経済性も検討してですけれども、何なんだろうかということで再度整備資本の検討を行っているところです。これ、何で今までやってきたのにもう一回やっているんだいという話になると、一言で、携帯システムのほうが日々進歩してきて有効なものがありそうだということで、今、立ちどまって考え直しているということになります。

それで、方向性はどうかということと、今どうやっているんだいということになりますと、防災無線、オフトーク以外に、今、緊急情報の伝達方法として、携帯電話のメールシステムを使っています。消防団、職員、これについては全部登録していて、すぐ連絡が入るようになっていきますけれども、それを広げまして、昨年からですけれども、各区域において5人という制限を設けていますけれども、住民の人にも登録してもらって、同じ情報が流せるというシステムにやっています。特に、水上地区については、オフトークの加入率が低くなってきているという現状がありますので、ここについては数の制限をかけずに、希望者全員の登録をできるというふうに変えまして、今その広報と、わかりやすく言うと接続の推進、これをやっているところです。

そして、もう一つは、これは、また町がというよりも、それぞれの携帯会社独自の努力

ということにはなるかもしれませんが、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、この携帯各社に対して登録を必要としなくても、その地域に緊急速報メールサービスをやるというサービスがありますので、これを申請いたしまして、緊急速報のサービスを受けられるようになっています。今言った3社、これでほとんどカバーできていますけれども、町内にいる人には災害情報が登録しなくても流せるという状況にはなっています。とは言いながら、町として防災行政無線というものにかわるものとして、どういう情報の伝達システムをつくるんだと、これは重要な問題ですので、今申し上げたような状況あるいは最初にご指摘のあったように、災害時に対しての情報の伝達ということに対して、町民の皆さん、住民の皆さんの意識が高まってきていますので、多種多様なシステムというのがあるので、その中で答えを出していくというのは非常に難しいんですけれども、何とか今年度内には一定の方向を出したいと、19年に調査やって、22年に調査やって、改めて考え直して24年度中には方向性を出したいと思っています。

さっき最初にお答えしたように、27年になるとオフトークは使えなくなるということとはタイムリミットでありますけれども、とはいっても、今でももう4割になっちゃっているわけですから、新しいことをなるべく早急にやっていかなきゃいけない。それについては、同等のシステムで、新治地区も月夜野地区もカバーできる、それぞれの地域特性も加味していくといったような検討を急いでやっていっているところです。

議長(森下 直君) 前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

- 4番(前田善成君) そういうお話も全協の中でも出ましたけれども、今回のやっぱり工事費がかかるという話も本当だと思うんです。実際、火事なんかでもそうなんですけれども、消防施設なんかもそうなんですけれども、有事のときに起こるものというのは、余りお金をかけたくないというのは本当にみんな思っていることで、ただ、このことというのが、一例なんですけれども、ダムで考えたときに国土交通省は、今のワイファイだとか、LANシステムがどんなによくなっても、有線なんです。必ず情報が線で来るようにする。なぜかといったら、有事に使えなかったら意味がないので、それが一番の前提になっているわけです。今回の防災無線の意味というのも、これに近いんじゃないかなと思うんです。何だといったら、一方的にこうですという情報の発信もありますけれども、どうなっていますというやっぱり情報の受信のほうにもかかわってくるのと、あと、どこに行ったら何があるとか、どこでボランティアを受けられ、どこで食料がもらえるだとか、そういうものを簡単に、要は聞けばできるような、そういう状態になっていないと、本当に有事の際に難しい操作ができるかどうかという話になってくると思うんです。やっぱりそのときのことを考えて行政が判断したときに、一番有利になるものを採用していくことが一番いいんじゃないかと、それについて町長どうなのかなということをお尋ねしたいと思います。

議長(森下 直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

- 町長(岸 良昌君) 今のご指摘は、特に災害時において一方的に流すという防災情報というのも、これも重要だけれども、双方向的にこういうことをしたいんだけれども、どこへ行けばいい

いですかということがカバーできなきゃいかんというご指摘だと思います。

そのところについて、それは非常に重要なことだと思っています。まず、みんなにあまねく一定の情報を流すという機能について、今、強調してご説明してきたところですけども、エリアごとに情報というのも、ある意味役場からの情報発信です。逆に、それぞれの人から問い合わせ、これにリアクションできるということについては、今、相当程度進んできているんだろうと思います。その機能もつけ加えるという方向で考える必要があるなというふうには思っています。これが、あえて今こういうことが言えるのは、もう例えば1年半前の大地震のときに、携帯というのは地震が来たら使えないぜとみんな言っていましたけれども、今は携帯も使えるというふうに、この1年少々の間で大分進んできていますし、その角度、安心度、30分だめなのか1時間だめなのかということについても、あと半年、あと1年たてば状況も変わってくるんだと思うんです。だから、一つのシステムとしては、携帯電話系がいろいろ問題があるとはいいいながら、その問題も徐々に解決されているという面もあります。

そして、今、前田議員からご指摘のあった、こういうデータが欲しい、あるいはこういう物が欲しいということが、いわゆる一方的な緊急情報を流しているものから、次の段階へ進んだ。それは30分後にそういうニーズが高まっていくのか、あるいは1時間後なのか、あるいは場合によっては夜を迎える前にはいろいろなことが問い合わせ、こんな物が必要だというデータを住民の方が欲しがらるだろうと、その辺の専門的な知見も兼ね合わせて、それをカバーするならこれだと、この投資額だどこまでしかカバーできないといったようなことについて、なるべく早く答えを出したいというふうに思っています。

今、議員からご指摘のあった片方から、町から流すことだけ考えるのではなくて、情報を取りたいというときに取れるシステムと、これも大変重要な視点だと思いますので、それもコストとのバランスだと思います。できれば、入れていきたい。ただし、それについては難しいよということではなくて、この間の情報通信、特に携帯電話系の技術の進歩からいうと、検討できることだと思っていますので、ぜひ検討の中には入れたいと思っています。

議長(森下 直君) 前田善成君、時間が3分ぐらい切りないので、ひとつまとめてお話しください。

(4番 前田善成君登壇)

- 4番(前田善成君) 今、町長が言っているように、消防庁でことし恐らくラジオだとか無線だとか電話だとか、伝達システム全部あわせて情報の伝達手段の多様化の実験を全国で6カ所やっていますね。その中にやっぱりそういうものが含まれているんですが、でも、全国の非常時の通信システムというのを考えると、全国の95.2%が防災無線なんですね。群馬県でも85.2%がやっぱり防災無線なんです。うちの地域に似たような渋川も、やっぱり合併当時から、ほかの話があった時点で防災無線で一本化しているんです。市長がかわっても変わらないです。前橋も同じです。これはなぜかということ、やっぱり防災無線は自分たちで基地を持っている。それは発信基地です。それと、あと受信基地もつくれる。デジタルの場合は、車が行って被災地でどんなになっているということを発信できるわけ

ですね。確かに携帯電話で情報の伝達というのはできるかもしれないんですが、今言ったように伝わらないということが出てしまう。電波が悪くてというのがあってもいいんですが、このデジタルのほうの防災無線の場合は、ほぼ100%自分たちの町内の伝達についてはできると、そういうことがやっぱり売りになっているというか、実験的に今までの事例から、そういうことが大丈夫だというふうに認められているわけです。それをどうしても向こうにあるというお話になるのは、やっぱりその11億という工事金額というのが大きな要素になってくるんだと思うんです。

その大きな要素になっているその工事金額を、例えばなんですけれども、国交省で今、情報の基盤総合整備事業というのが出ています。これは要は、がけ崩れだとか、雪崩だとか、河川のはんらんだとか、そういうものが起きたとき、天災が起きたときに、それを情報通信として送るだとか、起きたところに発信するだとか、そういうものに対して補助金が入ります。これ、最低金額が3億円なんです。だから3億円以上の事業に対して50%の補助が出る形なんです。今お金というところで一つ考えてくれば、こういう事業をうまく使って、防災無線という、本当に耳があれば何とかかなるというような、そういうものを導入していく、そういうような考え方をしてもらえるかどうかについて、またお尋ねします。

議長(森下 直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 当然、比較検討の中に経済性の検討の中に、全体コストで見るのか、こういうものについてはこれだけの補助金出るんだと、これはもうどんな事業でもそれをやっていますので、当然そういうものも配慮の上、方向性を決めていくということだと思います。

議長(森下 直君) 前田善成君。

(4番 前田善成君登壇)

4番(前田善成君) これでまとめます。

東日本の教訓で、難しいことを言っただって、有事の際にはできないというのがいろいろな省庁から上がってきています。考えている暇がないんだよというのが本当だと思うんです。だから、やっぱり五体、自分の体で感じられるものを伝達方式だとかに採用していくことというのは、長年のそういう教訓の中から、どの被災地でもやっぱり防災無線が一番採用されている、防災無線になっています。そういうことを考えたときに、金銭的なこともあるんですが、住民がわかりやすく扱って、重要な情報を入れたり出したりできる、そういうような方法を採用していただくということを要望して、一般質問を閉じたいと思います。ありがとうございました。

議長(森下 直君) これにて4番前田善成君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時から再開をいたします。

(10時46分 休憩)

(11時00分 再開)

議長(森下 直君) 再開いたします。

通告順序4 10番 原澤良輝

1. 食品検査を町民の声を聞いて
2. 国保法77条、地方税法717条に基づく、町独自の国保税の免除について
3. みなかみ農村公園公社の正味財産の扱いについて

議長(森下直君) 次に、10番原澤良輝君の質問を許可いたします。

原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 10番原澤良輝、通告に従い質問をいたします。

食品検査を町民の声を聞いてということです。

政府が公募したエネルギー政策についてのパブリックコメントでは、9割近くが原発は不要と主張しております。福島第一原発事故による放射能の影響は、情報が開示されるにつれて被害の大きさと情報操作の悪質さに驚かされます。同原発からの至近の距離で被曝したお母さんから生まれた子供さんの悲惨な写真も見せていただきました。大飯原発稼働の理由とされた関電の電力不足もありませんでした。

町は8月20日から食品の放射能測定検査を始めました。しかし、検査試料は1キログラムまたは1リットルが必要です。消費者が必要なのは、自分が食べる、これから食べようとする食品が安全かどうかです。少量でも検査して、町民が安心して食べられるようにすることを求めたいと思います。

議長(森下直君) 岸町長。

(町長 岸良昌君登壇)

町長(岸良昌君) 町でやっております放射線検査、これについて1キロのいわゆる検査用の試料を用意するのは大変だと、ご指摘のとおりだと思います。これについては、経緯ご説明したところですが、いわゆる食品の安全性については、農産物の流通、あるいは畜産物、水産物、流通のポイントにおいて流通しているものについては、高精度の調査を行って識別すると、このシステムになっております。

今、町のほうで町民のほうから試料を持ってきていただければ、その食品の放射線量をはかりましょうと言っておりますのは、消費者庁が消費者の安全・安心の確保に向けということで準備したものです。つまり物流そのものよりも、消費者庁の立場で、消費者の視点に立って安全なものを食べてもらえるように、それぞれ食べる方が安心できるようにという視点だというふうに思っております。実際にどういう形かということ、地方自治体における住民が消費する食品等の放射性物質の検査体制を整備する。それを支援するというところで、放射性物質検査機器の貸与、そして自治体へのサポート体制というものをつくったということになっております。これの全体の動きについては、昨年9月に第1次の申請を消費者庁が受け付けまして、本年3月末の第4次ということまでで、合計279の自

自治体に配分されたというのは、放射性物質検査機器が配分されたということです。279の自治体のうちの一つにみなかみも手を挙げたんで、みなかみも入ったということです。

町民に広報を出すに当たって、こういう形での検査ということでやらせていただきたいということで議員各位にもご説明したところですけども、町はそういう意味では、第4次の申請で配分が決まったというんで、実際に検査機器が納入されたのは7月ということで、相対的には遅かったわけですけども、その後、調整とテストという期間もありましたし、こういう形で試料の提供を願って、こういう形で登録していただいて検査やりますというところの考え方について、議員さんのご意見も何うということもありましたんで、実際の検査を受け付けるというのは8月に入ってからという形になりました。

そのときに、貸与された機器がヨウ化ナトリウムの結晶を利用した簡易型ガンマ線検出器ということで、この細かい数字を言っても私もわかりませんし、無意味だと思っんでやめましてくれども、機械の精度といえますか機能の問題で、1キロあるいは1リットルというボリュームでの検査試料をはからせてもらっても、それがある程度の正確な数字を出すためには1時間以上かかるということがございます。どうもこの辺は専門的で、私も理解するのがちょっと苦労したんですが、例えば500グラムだと1時間の精度を出すのに2時間かかってしまうということで、どれだけでも小さくてもはかれるのかどうかわかりませんが、端的に言うと、500グラム用意できましたということで、ある程度の安定するレベルまではかるうと思うと、2時間かかってしまうということのようです。

したがって、その辺のバランスの中で、大変でしょうけれども、1キロ検査試料を用意してくださいと、そうすればはかることはできますということで、受け付けているところでございます。

専門機関の精密検査ということになりますと、ゲルマニウム半導体を利用したガンマ線検出器ということで、これについては額はともかく、先ほど申し上げたヨウ化ナトリウムの結晶を利用した簡易型に比べて、検査機器の値段が非常に高いということがあって、さっき申し上げたように、消費者庁が全国に配ってと、実際300弱配付されたわけですけども、そういうものについては簡易型なんで、精度を出すためにはどうしても時間がかかってしまう、試料の量がたくさん必要になってしまうということです。ですから、ある程度の方数が申し込まれたときに、順次はかって安心していただくという形でいうと、大変でしょうけれども、1キログラムの試料を用意していただきたいということが現在の運用となっています。

今、表題でおっしゃっているように、町民の声を聞いて食品検査をやるのがいいんじゃないかと、問題点としてご指摘の点はよく理解できます。ただし、多くの町民の方がはかりたいと言っているものをはかるというときに、やはり1キログラム用意してくださいと、おおむねこの試料を設定するとか、検査結果を整理するとか、時間がもうちょっとかかりますけれども、検査に要する時間は1時間というところで線を引いたところでございます。原澤議員のご指摘よくわかるんですけども、いろいろな制限もありますので、ぜひご理解願いたいということでございます。よろしくお願ひします。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 今、検査にかかるのが1時間と町長は言われたんですけども、回覧には、検査は30分で簡単にできますので、ぜひお願いしますと書いてありました。現在1日16件という、これだと検査が可能なんですけれども、8月20日以降はどのぐらいの実績があるのでしょうか。

議長(森下 直君) 環境課長。

(環境課長 須藤信保君登壇)

環境課長(須藤信保君) お答えします。

先ほど町長が1時間かかると、それは準備から、実際にはかかるのは二、三十分で1キロの試料がありますと、いろいろな全部トータルすると1時間ぐらいかかると。

それで、実績ですけども、回覧を15日から配りまして、ちょうど行き渡ってこれから本格的になるかと思うんですけども、先週末の段階で20件の検査を実施いたしました。

以上です。

議長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 検査食品は、自家用消費用に町内で栽培・採取された食品と、それから自己所有の井戸水と、それから町内の飲用可能な飲用しているわき水というふうに限定をされているんですけども、やはり消費者というか町民が口の中に入れるのは、やはり検査できない商品と回覧で指定されているように、店舗等で購入したものとか購入品をもらったもの、それから複数の食材で加工したもの、それから町外で栽培・採取されたものというのも検査されない、食品に分類されているんですけども、そういうものも含めて、順次やってもらえればと思います。時間的なこともあろうかと思うんですけども、機械はそれなりの少量のものも検査できる性能があるんだと理解しているんですけども、よろしく。

議長(森下 直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) ご指摘ありがとうございます。どのぐらいの方の検査希望があるかわからないということもありましたので、おおむね1時間ぐらいで処理できるように、ごめんなさい、処理できるようにということで、1キロということで設定しましたし、これについては広報をかける前にも議員さん方のご意見をいただいたところです。

実態的に、先ほど言いましたように、20検体ほどの検査要望があったということですから、これから倍の時間を想定しても、町民のニーズを受けられるということであれば、500グラムという形でも受けますよということを再度検討する時期かと、これご指摘ありがとうございます。

そして、もう一つ、購入の点でございます。これについては、非常に深刻な議論をやりました。何かと言うと、これについては流通のための検査ではないと言いながら、どこかで買って来たやつについて出ると、その地域の農産物だとか、流通しているものに非常に

大きな影響があります。わかりやすく言うと、沼田市さんは買って来たやつでいいよということで、これ情報公開しています。みなかみで買って来たやつに何ベクレル出ていると、堂々と出してくれています。勘弁してくれと、沼田市さんやめてくださいと、私、市長に申し込みました。向こうの消費者センターから私のところにご説明がありまして、こういう形で始めているんで、何かというと、今、原澤議員ご指摘どおりです。沼田の人、月夜野の道の駅で直売所でよく買ってくると、ベイシアで買いますと、だから検査せざるを得ないんだということでおっしゃっていました。

私は何を危惧しているかということ、悪意があったときに非常に困ったことが起きます。これについては、もう皆さんよくご存じのとおりですけれども、非常に濃度の薄いまきでも燃やせば何倍にもなりますから、これについては皆さん方の町民の皆さん方が燃やされた灰については、今、仮置きということで町で集めていますけれども、グラム当たりだと非常に放射線量が高いとか、要するにベクレルの高いものがあります。それをほんのわずかでもまぜた形で検査に持ってこられますと、例えば月夜野の上津のリンゴをだれも買ってくれなくなるとか、その辺の責任感の問題というのがあるというふうに思っていますので、その辺の責任の問題というのがあるというふうに思っていますので、今、原澤議員のご指摘の、町民があそこで買って来た、ここで買って来た、そういうものも検査してくださいと、このニーズのあるのはわかっています。その線の引き方として、多くの自治体で、この消費庁のものについては、自分が自家栽培しているもの、あるいは自分が採取してきたもの、それについて食べても大丈夫かねということをチェックするので、物流そのものをチェックするのは別のシステムです。そういうことになっていますので、申しわけないんですけれども、今、原澤議員のご指摘の観点からのすべてがカバーできるような形にはしておりません。

繰り返しになりますが、試料をもう少し量を少なくして多少時間をかけても、今の検体なら町民ニーズをカバーできるだろうという点については、早急に検討します。購入部分について、善意の人がほとんどですから、食べるものを買ってきたものもはかってみたいと、気持ちはよくわかりますけれども、これについてはいろいろなケースを検討した結果でございますので、自分の採取したもの、自分が栽培したものということで限らせていただきたいというふうに引き続きやっていきたいと思っています。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（ 10番 原澤良輝君登壇 ）

10番（原澤良輝君） 試料を少し小さ目、少な目にしてくれるということなので、それはよろしくお願ひしたい。

あと、一応町民がやっぱりこれは安全なのかなというふうには食べることにについては、やはり購入したものも心配だなという声はあります。全体として、一応流通しているものについては、もう検査済みだという立場もあるんですけれども、公表するかどうかは別として、そういう町民の心配とかにこたえる必要もあるのかなということをお願いをしたいと思っています。

同じような形で町外でも結局は、ここの山は町外だけれども、どこまでが町外だとかと

いうのはわからない。そういうことで時間を見てやってもらえればと思っています。

現在は、もう福島原発の事故から大分時間がたっていて、外部被曝という直接被曝の心配は少なくなっているんですけども、チェルノブイリとか広島、長崎の経験から、これから心配されるのは内部被曝だと考えています。広島で被曝した医師の肥田舜太郎氏によれば、体内での影響が長期間続く内部被曝は、低線量でも遺伝子への影響が大きいと言われていています。特に子供の放射線感受性は、大人の3倍から10倍と言われておりますので、学校給食についても今まではでき上がったものを検査をして、安全かどうかの報告をもらっているんですけども、食材、原料の段階で調査をしてもらえないのか、それもお願いしたいんです。

議長(森下直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 当然のことながら、子供が大人に比べて、これは放射線の影響というのは細胞分裂のときの複製を間違えるというのは自然界でも起きているけれども、その確率が上がるということですから、細胞の分裂、成長の著しい子供のほうが大人より圧倒的にその被害を受ける率が高いと、これはもう最初から言われていますし、そしてまた、内部被曝と外部被曝の問題については、外部被曝というのは、まさに外にあるやつがそのそばにいるときに影響を受けるということですし、内部についてはとどまると、物によって3日で行くのか、1カ月で行くのか、1年残るのか、物質によっていろいろ差があると思いますけれども、現段階において内部被曝の議論をされていると、これは当然のことだろうと思っています。

今、低線量においても被害があるという言い方をされましたけれども、それは外部被曝に比べて一けた、二けた高い、とどまる時間が長いですから、当然感受性が高いと、内部被曝の問題だと、これはご指摘どおりだと思いますし、子供に影響が多いと、この低線量2つは非常に正しいと思っています。ただし、今100ベクレル、従前500ベクレルだということで、キログラム当たりですね、議論されていた放射線量というのが、今ご指摘のあった内部被曝だ、外部被曝だというときのオーダーに比べてどうなのかという議論は一方であると思います。これは数字上の議論であって、そのことと安心・安全という意味は違いますので、おっしゃるとおりだと思います。

さて、食材のほうですけども、じゃ、子供が給食で食べたときに、内部被曝としてどういう影響を受けるかということになれば、食べたもの総量に対して受けるわけです。その中の1,000分の1を使われているものについて1,000ベクレルあったとして、ほかゼロなら1ベクレルになるはずですから、ということで、給食の安全性を確保するためには、その給食という活動に対して安全かどうかということの視点で、給食全部の量についてのトータルではかっていると、これは一つの正しいはかり方だろうというふうに思っています。

例えば食材1日の間に50種類使われると、それぞれについて全部はかって、なおかつでき上がったものをはかると、理想ではあると思いますけれども、でき上がったものの全体料としての放射線量をはかってあれば、子供たちに対しての問題がどうなのか、安心な

のかということのチェックは、今の体制でもできているというふうに理解するところです。

議長（森下 直君） 原澤良輝君。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 内部被曝のほうは、これから長い期間というんですか、しないと、いろいろ諸説ある中で結果がなかなか出ないと思っています。ただ、もう原爆の実験なり水爆の実験なりは相当前からして、それに対する研究も継続的に進められてきて、いろいろその結果が公表されるような時期になってきています。ですから、そういうことも踏まえて、内部被曝についての考え方、常識が変わってきたと考えています。チェルノブイリはもう25年たっているんですけども、まだ問題が起きているように、これからも福島第一原発のほうの影響も出てくると思うんです。町のほうの調査も、いろいろ試料の受け付け状況だとか、そういう形で作業の進め方もあると思うんですけども、計画的にそれを行うことによって、全体的にそういうのをやっていただければありがたいと考えます。

それで、あと、2つ目に、国保法の77条と地方税法717条に基づく町独自の国保税の免税についてお聞きしたいと思います。

8月22日に、共産党の志位委員長が日本医師会の会長と常務理事と医療について懇談をしました。日本医師会は、経済や地域の格差なく、必要な医療が受けられるようにするということと、医療技術は人類の幸せのために使っていくもので、経済の道具ではないと、言って、国民皆保険を守っていくことで一致をしました。

また、世界保健機構WHOですけれども、達成できる最高水準の健康を健康権と定めて、政府は、健康の前提条件の整備と医療の提供の両方の義務があるとしております。現在は、貧困と格差が広がって、低所得者世帯などが増大しておりますし、生計困難者は医療費の支払いとか保険料の支払いが非常に困難になってきております。国保税の滞納者というのは、11年度末で646世帯とお聞きしてあるんですけども、現在の現況はどうか教えてください。

議長（森下 直君） 岸町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 前段でおっしゃいました国民皆保険を守っていくのは大事だと、今まで国保税がどうあるべきかという議論をするときに、何度も繰り返し述べさせていただきました。ある意味、日本の常識は世界の非常識というのと近いんですけども、日本人は国民皆保険は当たり前だと思っていますし、これはどうしても守らなきゃいかんと私も思っています。とは言いながら、アメリカでオバマ大統領があれだけ苦労したように、国民皆保険なんだと言うというのは、ということは全世界的には必ずしも常識になっていないと、これは本当に守らなきゃいけないという認識を私も強く持っています。なお、今ご指摘のありました共産党の志位委員長と日本医師会の会長との懇談、これはデータがあるはずですけども、すみません、私独自に調べなかったんで、担当課から来なかったんで見ておりませんけれども、ここに今述べられました論旨というのはそのとおりだろうと思っています。

また、WHOというのは世界を相手にしておりますので、今申し上げた国民皆保険的なものも必要だというレベルなのか、あるいは純粹に読みますように、医療状況の整備と医

療の提供、必ずやらなきゃいけない。どのレベルでどう議論されているか、若干の疑念はあるとは言いながら、方向性というのはそのとおりだろうと思っています。ご質問に単純に答えればいいんですけれども、少し人数に入る前に答えさせていただきます。

国民健康保険税の平成23年度賦課徴収決算状況、これによりますと現年分において調定額が8億1,430万円、収入済額が一方で7億4,396万円、いずれも前年比率で4%ほど減少している。つまり調定額も収入済額も減っているということですが、徴収率については91.68%、対前年比でいうと0.23%わずかに向上しているということです。これについて群馬県全体と比較してみますと、22年度において県下35市町村のうち18位ということですから、徴収率という意味では、県内中位ということです。これはご指摘とは逆だとは思いますが、滞納整理ということで、各種税あるいはその中で国保税の滞納についても滞納整理の強化を図って、収納率の向上を図っているということは事実でございます。

さて、滞納者の現状というご質問です。23年度の調定表の数字によりますと、813名ということでございます。これは均等割課税者7,608名でございますので、その10.7%の方が国保税の滞納があるということでございます。ここまでよろしいでしょうか。

議長(森下直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 滞納世帯がちょっと数字が違うんで、とまどったところなんですけれども、大体600から800という数字だろうと思います。これは、前の2006年のときは300人、それから2007年のときは260名ぐらいと思っているんですが、最近では非常に上がってきていると思います。この滞納者の率なんですけれども、10.7%と、813人で10.7%と言われたんですけれども、沼田市だと2.4%、川場村、昭和村でも5.3%、高い片品で9.4%と、非常にみなかみ町が飛び抜けていると感じているところですよ。

きのうも報告があったんですけれども、10年度末の滞納額というのは2億2,085万円で、11年度末には2億3,795万円と増えております。一方、国保の会計のほうは、収入が33億1,594万円、支出が28億6,317万円と黒字が4億5,277万円ということで、支出というか必要な支出額の15.8%も黒字が上がっていることになります。この滞納の2億3,795万円とこの黒字の合計額というのは6億9,072万円ということで、実際に国保の運営に必要な28億6,317万円の24.1%が正常な運営と言わないんですけれども、必要な支払い額というふうなことになるれば、それだけ6億円が外にあると思っております。この黒字額というのは、同じ特別会計でも下水道は4,617万円、介護保険が1,922万円、後期高齢者医療でも1,450万円、これは非常に異常な多さということになります。

基金についても、10年度末で2億2,105万円あったんですけれども、今年度で4億5,272万円のうち8,000万円を積み増すんで、11年度末では3億1,050万円という形になって、繰り越しも3億7,270万円となります。

こういう形で国保の運営についてやはり滞納がふえてきているのと、それから滞納世帯が非常にパーセントで多いというのは、やはり国保税が高過ぎるんじゃないかなと思うんですが、どう思いますか。

議長(森下 直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 先ほどの7,608人というのは、基礎課税分の均等割課税者の分ですから、母数の差でちょっとパーセンテージが大きく出ているんだと思う。後ほど担当課長に確認させます。

さて、今の数字については、この間、何度もご議論申し上げてきたところでございます。今の黒字額4.5億というご指摘ありました。これについては、この間の23年度までの3カ年の国保税額、国保課税基準ですね、そして24年からの3カ年の課税基準、これ審議会のご検討もいただきましたし、事務方でも検討する中で、何度かご説明していますように、これからの国保、まさに先ほど申し述べましたように、国民健康保険は何としても守らなければいけないと、こういう観点からしますと、3カ年課税の基準額を同等にして運用を考えていく。その中で高齢、年齢が上がっていくということも事実ですし、被保険者として納めていただく方の数が減るというのも推測できます。その推計の中で3カ年を見越して安定的な運営ということでございますから、3カ年計画の初年度においては黒字方向に出るといようなことで検討してきたところです。

なお、今の繰越額の問題につきましては、これまでの3カ年の国保税の設定の仕方とその間のプラス方向の要因、医療費が19年に比べて20年が下がったとか、20年度、国から来た交付金が予想より多かったと、そういうものの累積だと、これは何度かご説明したとおりです。今ご指摘がありました方向性として滞納者がふえているではないか、これは国保税を納めるのが大変なんだと、これはご指摘の面当たっていると思います。つまり経済状況が厳しくなる中で、国保税下がっておりませんから、相対的に重くなっているというご指摘は正しいと思います。

ただし、これについては繰り返しになりますけれども、今後の安定的運営のためにぎりぎりどこなんだろうということで審議会でもご検討いただいて、もちろん審議会の中でも多様な意見がありました。それを安定的な運営ということでお決めいただいた数字です。そういう言い方は大変失礼で、議会でも決めていただきました。だから安定的な運営ということで、今の額がどうしてもお願いせざるを得ないと。これについては何度も申し上げますように、全体の国保を回すために必要な金の中で、国が支援金を出してくれている額等々、多々ありますので、いわゆる被保険者が納める保険料と給付の関係でいうと、相当程度有利な保険制度だということは間違いのないと思います。ごめんなさい、何を言っているかという、アメリカ流の自分で払って自分で受け取るんだということになると、国保料というのは3倍か4倍になるよと言っているだけで、余り正しい議論ではないと思います。

という中で、納められる方が苦労されている、これは重々わかります。国保の安定的な経営と、これも考えていかなきゃいけません。そのところのバランスだと思っておりま

すので、今の形で今年度からスタートしたところです。ぜひその形で進めさせていただきたいというふうに思っているところです。

議長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 国民健康保険というのは、やはり入っている加入者が診療が受けられなくちゃいけないということで、納められないと資格証明書の発行になる可能性があるし、むしろそれが国保が診療を阻害するみたいな形で、妨害するみたいな形になると困ると考えます。

ことし24年度の国保会計もスタートをしたんですけれども、やはり繰り越しが3億5,000万あるということになれば、運営には余裕が出ていると考えます。ことしも一般会計を含めた会計の貯金というのは11億円積み増ししてあるんですね。その余剰金だとか使わなかったお金を積み増しているんですけれども、その中でそれに比較しても、わずかに4,000世帯が4億5,000万円分を繰り越すと、黒字が出るということも異常かと思えます。ですから、町の財政を立て直すのも必要ですけれども、実質公債費負担も14.8%と落ちているというか、落ちてきているので、そういう支払いに配慮した町の財政運営が必要じゃないかなと思います。

そこで、低所得者の救済について、国保税の減免制度を積極的に活用することを求めたいと思います。国保の減免とか減額ですね、一応減額については国の制度でしっかりしているんで、これは申請もなく、制度的に7割とか5割ぐらいの減額はされて、それも財源的には補てんをされるようになっていきますけれども、減免については、非常に難しくわかりづらい形になっています。生活保護の基準というのは、厚生省のホームページで見ますと、標準3人世帯で12万6,000円、高齢者夫婦世帯で9万5,000円、母子家庭で12万3,000円程度とされています。これは地方だとか町村だとかによって差があるんで、一概にこれだとは言えないんですけれども、この程度の目安と考えています。実際に広島の場合は、同じ標準世帯でも21万円ぐらいを計上しております。ですから、このぐらいだと思います。生活保護世帯というのは、年金保険料、税金が免除されます。生活困窮者、生活保護を受けていなければこの分も払わないといけないんで、生活費というのは、この生活保護の1.2から1.4倍程度の収入が必要だと思います。生活保護は受けませんが、頑張っているという生活困窮者への支援をすることも必要と言えます。

町の健康保険税条例の27条では、貧困により公費の扶助を受けている世帯は、健康保険税の減免を受けることができるように制定をしておりますが、生活保護で減免をされているのは、現在、何世帯ぐらいなのでしょう。

議長(森下 直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 今、最後に質問のありました数字については、後ほど担当課長に答えさせます。

今ご指摘のあった中で、先ほどの質問の続きになるんですけれども、所得に対して保険料が重いじゃないかと、これはあるんだと思っています。何かということ、一定のみなかみ

町という単位で国保の運営をしておりますので、その中でそれを回していくために被保険者に負担いただかなきゃいけない額と、これいつも言っていますように、8億だ7億だというレベルでどうしても必要です。それに比べて、所得との対比でいいますと、やはり都市部のほうが収入に対しての国保税は安くなっているんだと思います。一つのものを回していくときに、医療費が高齢化率の高いところほど高くなっているとか、逆に、今、原澤議員からご指摘ありましたように、医療の提供が潤沢にあるところについては行きやすいとか、あるんだと思います。これについては、今、国保の広域的運用ということが一方で議論されていますので、これについては県一本の広域化にするようにという要望については、逐次出しているところです。この辺も一つの大きなことがあるかと思っています。これは、今、議員からご指摘いただいたように、所得に比べてなかなか国保を払うの大変だよと、これは十分認識しているということです。

さて、具体的な話になりますと、まず町健康保険条例23条、これは国民健康保険税の減額というのが規定されているところで、一定所得以下の方の均等割と平等割額について、7割相当、5割相当、2割相当、それぞれ減額する措置が行われている、これぞ存じのとおりです。また、27条で国民健康保険税の減免というのが書いてありますが、これは、災害等により資産に損害を受けた場合、あるいは納税義務者が失業したということなどで生活困窮になった場合などについて、申請によって減免が行われる、行われることがあるということですから、今ご指摘いただいたとおりだと思っています。

具体的にその数字については、担当課長のほうから答えるようにいたします。

議長（森下 直君） 税務課長。

（税務課長 石坂和利君登壇）

税務課長（石坂和利君） それでは、税務課のほうからお答えいたします。

生活保護世帯なんですけれども、国保に含まれないということで、最初から国保世帯という形の数字に含まれない。それは保険を掛ける必要がないということで、68件になるということになります。

それから、27条の国民健康保険税の申請ということでもありますけれども、今、非常に皆さんのほうから申請があるそのものについては、24条というようなことで職を失った方、そういった方がうちのほうに申請に来ております。その方については、前年の所得それから著しく収入が減少したということによりまして、離職の証明をこちらへつけるというようなことで、前年度の収入でなく、本年度の収入のうち給与所得の3割までを減額するというような申請をしております。議会の方にもお知らせしたように、町内でも会社を閉めるとか、そういった案件がありますので、そういった申請がされております。

それから、貧困による関係等でございますが、先ほど町長のほうで説明がありましたように、国保税については非常に細かく規定がされてございます。収入によりまして、7割、5割、2割というような減額はされております。また、延納制度というものもございまして、そういったものを使った場合に3カ月というような期間が限定をされております。そうなりますと、国保税は毎月課税をしておりますので、そういったものが3カ月間申請をすることで延納ができるということになっても、その期間が来てしまうと、また納めなく

てはならないというようなことで、この申請はほとんど受けておりません。しかし、収納の中で財産調査、そういったものをする中で生活保護基準というものを適用いたしまして、その場合に全くこれまで滞納しているという部分の中で、返せる能力がない、生活保護基準以下であるという場合には、執行停止というような措置を、これは収納の部分でとっております。

以上です。

議長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 地方税法の717条は、国保税の減免ができるようになっているんですけども、この条文というのは非常にわかりにくく、条文の見出しが水利地益税等の減免という形になっているんですね。これを根拠に、町は減免制度をつくってくれたというのは非常にありがたいと思っているんですけども、実際に申請がゼロというのは、やはりこの制度を知らない人がいると思っています。生活保護は受けたくないんだけども、頑張っているんだけども、生活は苦しいということで払えなくなってきたと、そういう場合は、やはりこの27条の「公私の扶助を受ける」という、公はわかるんですけども、私の扶助を受ける。この私というのは、どういう理解をしたらいいのか教えて下さい。

議長(森下 直君) 税務課長。

(税務課長 石坂和利君登壇)

税務課長(石坂和利君) すみません。今、全体の中で理解が足りているかどうかということでございますが、今、原澤議員の部分でいきますと、収納部分の中でなく、課税の部分で免除していけということになりますでしょうか。今、私のほうで先ほど延納とかそういったものの申請はないというお話をいたしました。例えば災害等、これは家屋の消失、またその災害には水害とか火災とか、そういったものは含まれますけれども、そういった場合には、すぐさま現地に駆けつけまして評価をしております。

また、繰り返しになってしまいますが、国保税の場合には、課税をするというところに非常に細かくいろいろな段階で減免をしておりますので、そういった全体的なものを確認するにおいては、やはり収納の中で財産調査までをして、そこで本当に財産があるかないか、一方で、国保税というのは全体の方から納めていただかなければならない。一たん課税したもの、そういったものについては、基準に基づいて課税をしておりますので、そういったものも税務課とすれば収納率を上げていくという作業が皆さんの平等というものを図るものだというふうに思っております。

ですから、滞納整理を強化する中で、納めていただけない基準以下であれば、それは落としていくというような作業をとっております。

議長(森下 直君) 原澤良輝君。

(10番 原澤良輝君登壇)

10番(原澤良輝君) 災害だとか退職とか首を切られたというのは、非常に所得が減るというのは目につきやすいんで、それは減免できやすいなと思うんですけども、生活保護を受けないで頑張っている人たちがやはりいるんで、その人たちも一応この27条の公私の扶助の

ところの私の扶助のところでは判断をしていただいて、実際に納められるような形にしてもらいました。滞納額がふえたから、しっかり納めてくださいよと行くんじゃないで、納められるような形での課税をしていただきたいと思います。

それが、病気になったときにすぐお医者さんにかかって、元気にまた働けることにつながると思います。そういうことで、ストレスがたまって、かえって病気が重くなると大変だと思います。

退職したとか、それから途中で仕事をやめたとかということで、いろいろ国保税が高く納められないというので、相談を受けますが、その場合は非常にわかりやすいですけども、27条の減免に目を向けていただきたいと思います。

あと、みなかみ農村公園公社の正味財産の扱いについてですけども、一応島崎議員がいろいろ質問をされました。私のほうは、2点ばかりお聞きしたいと思います。

新治農村公園公社から名前がみなかみ農村公園公社ですか、町農村公園公社に変わったので、活動範囲みたいなのを広げるのかどうかということと、10年間で2億円を使い切るという計画を立てて認可をされたと聞いていますけれども、この計画を町も承知しているのかどうかということです。この法律の最後は、全部無理に使い切らなくてもいいですよ、残った資金は返納してくださいと書いてあると理解しています。この2点をお聞かせ下さい。

議長(森下 直君) 岸町長。

(町長 岸 良昌君登壇)

町長(岸 良昌君) 時間も限られておりますので、端的にお答えします。

寄附金、寄附ができるということは、出捐金について書いてあります。そしてまた、今、エリアが広がるのかと、こういう話ですけども、新治農村公園公社とは言いながら、先ほどご説明しましたので繰り返しは避けませんが、当時は新治村が設立しましたので、新治村における農業及び観光の振興が書いてありますけれども、このエリアについて、例えば耕作放棄地を改善したいとか、新しい事業をやる、幾つも出ております。それについてエリアを限るということでは、もともとないというふうに思っています。

そして、もう一つ、今の質問でどうだということでは……

(「10年計画を承知しているのかどうか……」の声あり)

町長(岸 良昌君) ごめんなさい。

計画については、先ほどご説明いたしましたように、公益法人制度の改革ということで、それは個々の法人が公益法人認定法、これに基づいて、その基準で認可者である県と協議して方向を決めたということです。その間、町に相談がないかといえ、そんなことはありません。相談はありました。それについて、継続事業の1、花卉及び果樹試験栽培、継続事業の2、公共施設の管理運営事業、あわせてたくみの里全体の予約管理、これらについてやっていくと。実は特定寄附として一部みなかみ町の寄附を行うという形も中に含まれておりますけれども、大きな部分ではないので、特記をしておりません。

そして、新規に公益事業ということで、これ中身についてはいろいろあるんですけども、簡単に言うと、たくみの里の周辺環境整備事業、そしてたくみの里周遊馬車事業、そ

して動物飼育事業と、これそれぞれ地域を元気にしてもらおうという公益的目的を持ってやるということです。

今のご質問、端的に申し上げますと、町に説明しなきゃいかんという義務がないけれども、この間、きちっとこういう計画で一般法人化に向けてやっていきます。その中で出捐金については、この一般財団法人へ移行するに当たっての手續ということで、それを目的を定めて支出していくという計画が必要なので、こういう公益的事業にこのように使っていきますよと、それによって県から認定を受けます。この相談は逐次受けております。

議長（森下 直君） 時間ですけれども、じゃ、最後までめてください。

（10番 原澤良輝君登壇）

10番（原澤良輝君） 時間なのでまとめたいと思いますけれども、出捐金については、こちらに権限がないからそのままですよという話だと、なかなか町民が納得しないと思うんですね。だから、もう木で鼻をくくったように、一律な形で法律的な場面だけをするんじゃないかと、やはりみなかみ農村公園公社ができたところの、全村というか、全町の農村公園化という、そういう目的がやっぱりあったと思うんですけれども、それに沿いながら、やはり町ともある程度コンタクトをとって、それで必要な事業というのはその地域だけじゃなくて、町全体でやはり使えるような形で、これからきめを細かくしていく必要もあるんじゃないかなと考えていたところです。

いろいろ他団体というか、別会社なんて、一般会社の形になったんで、必要というか、直接はできないかもしれないですが、やはり町のそういった方向での指導というのは必要だし、それをしないと、この町民が納得をするような説明というか、事業をしてもらわないと困るというふうに思っています。ですから、その辺のところも、最終的には全部必ず使い切らなくちゃいけないんじゃないということ、やはり残った分には町に返還するという法律、寄附をしていただくという法律もあるので、それに従って指導していただければと思います。

以上です。

議長（森下 直君） これにて10番原澤良輝君の質問を終わります。

これにて一般質問を終わります。

休会の件

議長（森下 直君） 以上で、議事日程第2号に付された案件は終了いたしました。

お諮りいたします。

明9月6日から9月11日までの6日間は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森下 直君） ご異議なしと認めます。

よって、明9月6日から11日までの6日間は、休会とすることに決定いたしました。

散 会

議 長（森下 直君） 9月12日は午前9時から会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（ 1 1 時 5 5 分 散 会 ）